

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 2 年 9 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和2年9月14日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

説明員の大平泰弘総務部長は、本日、体調不良のため欠席する旨の申出がありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月10日の本会議終了後、議員報酬及び定数に関する調査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に福山晴美委員、副委員長に玉田隆紀委員が選出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○田畑議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、6番、吉本勸曜議員、7番、福岡進二議員、16番、尾和弘一議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、6番、吉本勸曜議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

吉本議員。

○吉本議員 皆さん、おはようございます。6番、吉本勸曜でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

今回、市長の政治理念についてということで、1つ目、多選について、どのように考えておられるのか。2点目、本年10月に執行される市長選挙への出馬について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、令和2年7月3日から全国各地で豪雨による甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨によりお亡くなりなられました方々に対して、衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、本年9月27日、岩出市長選挙告示日、10月4日、岩出市長選挙投開票日と既に日程が決定しております。しかし、長年、岩出市の行政のかじ取りを担っていただいております中芝市長の動向が、いまだ明確に示されておられません。市民の方々からよくお話が出ることもあり、また、岩出市の将来についても気になるところでありますので、今回、中芝市長の考えをお伺いするため、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の多選についてお伺いいたします。

自治体の首長の多選については、世論なのか自治体の首長自身から出ているものなのか不明であります。多選については様々な弊害が生じるという議論がなされています。そうしたことから、神奈川県では、平成19年10月に全国で初めての多選禁止条例が制定され、それ以降、各自治体におきましても多選を禁止するものではなく、自粛するといった多選自粛条例を定めている自治体もございます。そういった背景の中、中芝市長は、自治体の首長の多選についてどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、2点目の本年10月に執行される市長選挙への出馬についてお伺いいたします。

岩出市は、平成18年、多くの市民皆様の願いであった単独での市制施行をし、中芝市長は、その初代市長として、今日まで市政を牽引してこられました。第2次岩出市長期総合計画にもございますが、まちづくりの理念となる対話と協調の下、市民、地域、行政が一体となり、市民一人一人が住んでよかったと思えるまちづくりを進めてこられました。

特に市政懇談会は、市民と行政との意見交換の場として、広く市民の皆様から、それぞれの地域が抱える諸問題、行政に対する意見、要望を聞きながら、行政に反映させるために、平成9年度から開催し、昨年度までで23回実施されております。常々市長が言われているとおり、市民目線に立った行政をまさに有言実行として、市政懇談会等を行っております。これまでも地域の諸問題については、自治会の要望などを受け入れ、積極的な対応を行っていただき、市民に大変喜ばれていることを私もよくお聞きいたします。

また、これまで財政の健全化に力を傾注され、平成9年度から平成30年度まで、22年間、黒字決算で推移してこられました。そのような中であって、場合によっては市民に痛みを感じる施策を果敢に実施され、当然、厳しい指摘もあったかと思いますが、それも次世代に希望を持たせ、ツケを後世に回したくないとの気持ちで臨

んでこられたと私は考えております。

今後、人口が増え続けてきた岩出市も、他市と同様、このままでは人口減少に転じ、財政事情が悪化することが予測されます。

また、昨年から発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、国からの交付税等が縮減傾向になることも予想され、これまでの財政規範の中だけで判断できない難しい時代が来るといふふうに私は考えております。

そこで、中芝市長にお伺いいたします。このような状況の下、本年10月4日執行の岩出市長選挙に際し、中芝市長の出馬のご所見をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

吉本議員ご質問の市長の政治理念についての1点目、多選について、どのように考えているのかについてお答えをいたします。

基本的には、1人の政治家が過度に何期も首長を努めていくことは、どうしてもそれによって意思決定等々を含め、弊害が起こり得る可能性があるということで、首長の多選禁止条例や多選自粛条例を制定している自治体があることは承知をしております。

例えば、平成9年、多選禁止の公約を掲げて当選した秋田県知事が、多選禁止条例制定の検討を始めたところ、現総務省から、憲法上、疑義があるといった見解が示され、条例案の提出を断念した経緯がございます。

そして、吉本議員のご質問にもございましたが、神奈川県では、当時の知事が、知事という職は、県行政の幅広い事務に関する権限が集中している。そして、地方分権の進展に伴い、その権限、責任が増大していく傾向にある。こうした知事の職に1人の者が長期にわたり就くことにより、政治が独裁化する、人事が偏向するなど、様々な弊害が生じるということで、平成19年10月に多選禁止条例を全国で初めて制定されましたが、この条例は施行されておられません。

また、平成15年、東京都杉並区では、多選を制限する全国初の条例、杉並区長の在任期間に関する条例が制定され、それ以降、東京都中野区、大田区、神奈川県横浜市、川崎市など、多数の市町村が多選自粛条例を制定され、また、一部の自治体におきましても議論になっていることは承知をしております。

しかし、条例を制定する場合、何期が多選かという議論は当然あるかと思いま

すが、首長は、その都度、市民から選挙で選ばれていることから、私は、特に制限を設ける必要はないものと考えております。

これらの条例を制定することにより、憲法上、一般的に問題になると考えられることは、平等権、第14条、立候補の自由、第15条、職業選択の自由、第22条、地方自治法の本旨、第92条などが上げられるとともに、地方自治法や公職選挙法などの法律との整合性が取れなくなり、すなわち法律の範囲から逸脱するおそれがあるため、制定する場合は、あらゆる方面において慎重に議論する必要があると考えます。

そういった状況などを踏まえ、私は、地方自治体の首長選挙で最も大切なことは、まちの状況を誰よりもよく知り、目指すべきまちの姿を描き、進むべき方向を明確に示し、それに向け実践をしようとする強い信念があることが第一であると考えています。

そのため立候補するかどうかということは、個々のそれぞれの政治家が判断すべきものであって、その判断がよいかどうかということにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、最終的には市民が選挙の中で判断を行うことが、これが本来の姿であると考えております。

次に、2点目の本年10月に執行される市長選挙への出馬についてお答えをいたします。

ただいま吉本議員から種々お褒めの言葉をいただき、恐縮をしております。吉本議員のご質問にもございましたが、平成18年、多くの市民皆さんの願いであった単独での市制施行が実現し、全国で802番目、近畿で110番目、和歌山県では9番目の市として岩出市が誕生し、私は、その初代市長として市政のかじ取り役を担って、早いもので14年目を迎えました。特に町長時代から6期24年が過ぎようとしております。この間、公平・公正を自らの政治に対する基本理念として、それを具現化する制度を構築し、市民皆さんの声を真摯に聞き、それを受け止め、岩出市のまちづくりを着実に進めてきたつもりでございます。

そのような状況下にあることから、国・県の評価、市民の評価、マスコミの評価は、数々の業績に対し多大な評価をいただいておりますが、これは私だけではなく、職員の頑張りがあったからこそと考えております。

さて、本市では、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とした第2次岩出市長期総合計画後期基本計画により、道路、下水道等のインフラ整備によるハード事業や自主防災、社会保障、教育環境、青少年健全育成などのソフト事業の計画を進めるに当たり、行政だけではなく、市民、地域との対話の協調の下、住ん

でよかったと思えるまちづくりを進めてまいりました。

特に、渋滞対策事業では、京奈和自動車道が平成27年9月、紀の川インターチェンジから岩出根来インターチェンジ間が供用開始され、さらに平成29年3月には岩出根来インターチェンジから和歌山ジャンクション間が供用開始されたことにより、和歌山県内区間が全線開通し、阪和自動車道と直結することになりました。これにより京阪神地域への移動時間の短縮と産業発展に寄与できるほか、災害時は緊急輸送道路として多大な効力を発揮できるなど、国道24号の渋滞緩和や地域経済の活性化に取り組んでまいりました。

そして、平成30年7月には、町長に就任した時代から長年の宿願であり、悲願でもあった新岩出橋が開通し、平成31年3月には県道泉佐野岩出線の全線4車線化が供用開始されたことにより、市内の渋滞が緩和したことで大きな肩の荷が下りたと感じております。

また、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けた施策を推進する一方で、市の財政をお預かりする責任者として、後世に負担を残したくないという気持ちに立ち、持続可能な行財政改革に鋭意努めてまいりました。結果、平成9年度から令和元年度までの23年間、黒字決算で推移をしてまいりました。しかし、全国的にも問題になっている少子高齢化社会の進展に伴う人口減少問題や社会保障費の増大など、まだまだ多くの課題や問題が山積してございます。

そのような中、昨年5月1日、新しい時代・令和の幕開けを迎え、そして、10月には消費税が10%に増税され、さらには昨年12月から今年にかけて、新型コロナウイルスによる感染症拡大により、全国に緊急事態宣言が発令されるなど、当市においても社会経済情勢に大きな変化が生じてきております。

また、激動する社会情勢下にあつて、都市化が進み、人口が増え続けてきた岩出市も、このままでは、間もなく人口が減少に転じることも予測されております。そのためにも、平成29年度を地方創生岩出市創生幕開けの年と位置づけ、地方創生に向けた様々な施策を進めてまいりました。

中でも交流人口の増加を図る最も有効な手段の1つとして、道の駅ねごろ歴史の丘を活用した観光振興に取り組んでおり、また、令和元年9月30日、新義真言宗総本山根来寺の建造物6棟が新たに国の重要文化財の指定を受けるなど、高い歴史的価値が認められたことで、全国にアピールする絶好の機会と捉まえ、一層の観光振興に努める等、様々な施策に取り組みながら、まちの活性化を図り、市にふさわしいまち、バランスの取れたまちの実現を目指し、まちづくりを進めてまいりました。

市民皆さん方から高い評価を頂いておりますが、その一方で、厳しいご意見があることは承知をしております。

そのような状況の中、今年度に入り、多くの市民や団体など、各方面から力強い出馬要請や後押しの声もたくさん頂き、私自身、非常にありがたく、皆さん方のご意向を真摯に重く受け止め、先日、関係者と熟考を重ね、皆さん方の熱いお気持ちにお応えできるよう、今般、再度の出馬を決意した次第でございます。

つきましては、引き続き岩出市政のかじ取り役を担って、新型コロナウイルス感染対策、まちの活性化、安定した市民生活を継承すべき歴史・文化を育み、都市として成長していくためにも、市民一人一人が住んでよかったと思えるまちづくりのため、そして、市にふさわしいバランスの取れたまちづくりを進めるために、初心に戻り、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、粛々と誠心誠意、市民の皆さんの幸せのため、まちづくりに取り組む所存でございますので、今後とも市議会をはじめ市民の皆さんの格別のご支援、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、吉本議員の答弁とさせていただきます。

○田畑議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 ただいま中芝市長から、力強い出馬についての意思表示がございました。先ほどの市長の答弁にもございましたが、今後は新型コロナウイルスに対応した新しい生活様式に伴う変化に対応した事業を展開していただくとともに、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、さらに市民の幸せのためにも、引き続き岩出市政のかじ取りを担っていただきたいと思います。

本日は、たくさんの市民の皆様が早朝から傍聴にお越しいただいております。これは中芝市長に対しての期待の現れであると感じておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○田畑議長 これで、吉本勸曜議員の1番目の質問を終わります。

以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。

通告2番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今回は、新型コロナウイルス感染症による財政運営についてと高齢者施策について



での2点お伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症による財政運営について質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、今なお治療中の方々におかれましては一日も早い回復を願うとともに、これまで医療に携わっていただいた医療関係者の皆様には心から感謝申し上げます。

また、令和2年7月3日から全国各地で豪雨による甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨よりお亡くなりになられました方々に対して、衷心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にはお見舞い申し上げ、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月25日、全国で解除されましたが、その後、新型コロナウイルス感染症感染者数は再び増加傾向を示すようになり、和歌山県においても、6月23日に感染者が判明してから増加の一途をたどるなど、新型コロナウイルス感染が拡大する中、また、甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨等により、日本の社会と経済は大きな混乱に直面していると考えます。

その日本経済の現状は、昨年10月の消費税増税後の景気動向について見ますと、令和元年10月から12月のGDPは、前期比年率マイナス7.1%と落ち込み、その上、今回の新型コロナウイルス感染拡大が日本経済を大きく下押しすることが見込まれているとともに、総務省の家計調査では、1家庭において、消費税増税後で比較してみますと、年間平均約30万円を超える消費支出が減っていると報道されています。

また、本年5月の完全失業率は2.9%と、前月比0.3ポイント悪化し、完全失業者は197万人と、同19万人が増えてきており、今後も失業者や労働市場から退出する人が増えるおそれがあると報道もされています。

そのような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に関わる収入の相当の減少があった者は、最長1年間、地方税の徴収猶予制度の特例が受けられる、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が、令和2年4月30日に成立し、施行されました。

しかし、当市の令和2年度一般会計当初予算では、市税の歳入が、対前年度比2.7%増の約60億円の全体の約36%を示しています。そうしたことから、最長1年間猶予を認めることにより、税収の落ち込みや少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、今後人口減少が確実に予測される中、厳しい財政状況が予測されます。

そこでお尋ねいたします。今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の適用に伴い、1点目、市税においては、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の徴収猶予件数及びその金額並びに猶予期間はどのようになっているのでしょうか。

2点目、国民健康保険税の減免及び徴収猶予件数並びにその金額と猶予期間はどのようになっているのでしょうか。

3点目、同様に、介護保険料についてもお伺いします。

4点目、経済の悪化や市税等の徴収猶予等で厳しい財政状況が予想される中、健全財政を堅持するためにも、メリハリをつけた政策に取り組んでいく必要があると考えますが、今後、市としてどのような財政運営を行っていくかと考えているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 福岡議員のご質問の1番目の1点目についてお答えいたします。

市税等の徴収猶予件数及びその金額並びに猶予期間はとのことですが、8月末現在で、個人市民税は、猶予件数17件、猶予金額48万6,800円、法人市民税は、猶予件数9件、猶予金額164万1,800円、固定資産税、都市計画税は、猶予件数18件、猶予金額は1,878万8,800円、軽自動車税は、猶予件数3件、猶予金額3万9,000円となっております。合計では、猶予件数につきましては重複する場合がございますので、全体としては41件で、猶予金額は2,095万6,400円でございます。

なお、猶予期間につきましては、猶予申請ごとに異なりますが、最長1年間となっております。

次に、4点目の厳しい財政状況が予想される中、健全財政を堅持するためにも、今後の財政運営はについてお答えします。

国においては、景気動向について、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況ではあるが、各種政策の効果もあり、持ち直しの動きが見られています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響については、十分注意する必要があると基調判断しております。

また、近畿財務局和歌山財務事務所は、県内景気について、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、足元では下げ止まりの動きが見られると基調判断しております。

本市においても、国・県同様に厳しい状況にあると考えており、市の歳入財源の

根幹である市税について、徴収猶予による本年度における減収や景気低迷に伴う令和3年度における税収の落ち込みが予想されることから、先行きについても非常に厳しいと見込んでおります。

このような状況下にあっても、市民サービスの低下を来すことがないよう、健全財政を堅持していくことが重要であると考えており、これまで努めてきた経常経費の削減や自主財源の確保、引き続き尽力するとともに、国や県の補助金を有効に活用して事業を展開できるよう情報収集に一層努めていく必要があると考えております。

また、令和3年度の当初予算の編成に当たっても、税制をはじめとする国の動向が不透明であり、例年にも増して困難な状況の中での予算編成となることが見込まれますが、歳入財源に見合う歳出予算を基本とし、編成作業を進めてまいります。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の1番目、新型コロナウイルス感染症による財政運営についての2点目、国民健康保険税の減免及び徴収猶予件数並びにその金額と猶予期間はと、3点目、介護保険料の減免及び徴収猶予件数並びにその金額と猶予期間はについて、一括してお答えいたします。

まず、8月31日時点における国民健康保険税の減免については、減免件数79件で、減免額1,204万6,500円となっております。また、徴収猶予の件数はゼロ件となっております。

次に、8月31日時点における介護保険料の減免については、減免件数14件で、減免額41万400円となっております。また、徴収猶予の件数はゼロ件となっております。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 ただいまの答弁で、市税等の減免及び徴収猶予件数とその額をお聞きしましたが、大変多くの方がおられることが分かりました。この徴収猶予の制度は、あくまでも猶予で、期間を延ばすだけの措置であり、免除ではないため、今後、徴収猶予した方々については、令和3年度で令和2年度の分も併せて納付することとなると思いますが、現在の状況からして大変厳しい状況にあると考えます。

また、今後、新型コロナウイルスの第2波、第3波が到来することが想定されており、新型コロナウイルス感染症が起こる前の地域経済に戻ることは、当分考えにくい状況下にあると私は思っています。

そこで、市として、納税者の意向もあると思いますが、どのような納付方法等の指導を行っていかうと考えているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

税務課長。

○松本税務課長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

1年後に、令和3年度で令和2年度分も併せて納付することになるが、市としてどのような納付指導を行っていかうと考えているのかということだったと思いますけども、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例については、時限立法であるため、延長はできないこととなっております。徴収猶予の特例が終了した時点で納付が困難である場合は、既存の徴収猶予制度の適用を検討するということになり、納税義務者の具体的な実情を丁寧に聞き取り、把握した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 こういう時期でありますので、法律に基づき、納税者の負担とならないよう、納付の指導法、よろしくをお願いします。

最後に、市では新型コロナウイルス感染症対策事業として、今までに多額の事業費を出費しており、今後も感染症対策事業が増加することが予測されます。そのためにも、先ほども申し上げましたが、市としては、より安定的な財政運営を行えるよう、事業の見直しや必要財源の確保は、今後も継続的に行っていくことが必要であります。市では、現在、財源確保のため、各種補助金の取得や、ふるさと納税の納税制度の確立、行政財産の売却、広報紙や市ウェブサイトでのバナー広告等の有料掲載を行うなど、様々な自主財源の確保に努められております。

しかし、現在の地域社会経済は、新型コロナウイルス感染症が起こる前に戻ることは、当分の間考えにくい状況であり、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、自主財源の確保が最重要課題であると考えます。

そこで、今後、新たな財政確保策として、例えば、横浜国際総合競技場の日産スタジアムや大阪ドームの京セラドーム大阪など、他の自治体でも行っている公共施設、特に文化施設やスポーツ施設などの不特定多数の市民が利用する施設のネーミングライツを検討してはいかがでしょうか、市の見解、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 福岡議員の再々質問にお答えいたします。

まず、納税者に対しましては、具体的な事情を丁寧に聞き取り、把握した上で適切に対応してまいりたいと考えてございます。

次に、ネーミングライツ、これにつきましては、新たな投資を行わない無形財産の有効活用ということで、財源確保の1つであると理解してございます。しかしながら、導入に際しましては、公共施設という性質を損なわないよう検討していく必要や募集の不調など懸念される問題もございますので、現在のところ、導入する予定はございませんが、引き続き財源確保に創意工夫を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 次に、2番目の高齢者施策について質問を行います。

高齢になっても元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰もが希望するものです。第7期岩出市高齢者福祉計画、岩出市介護保険事業計画では、高齢者の皆さんの笑顔があふれる元気で健康なまちづくりを基本理念として、高齢者施策を進め、高齢者の日常生活を支援するために、多様な主体によるサービスの提供体制を充実させるとともに、支え合いの地域づくりを推進することを目標とされております。

そのためにも、身近な地域で人と人のつながりを深めることは大変重要なことであり、何らかの形で地域や近隣の方と接点を持つことで触れ合いが生まれ、周りの人が高齢者の様子を把握することができ、地域での支え合いや高齢者の見守りの確保にもつながっているものと考えます。

今後は、高齢者の増加とともに、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、身体機能等の低下から、家の中にひき籠もりがちになり、地域の中で孤立してしまうおそれも考えられます。

このような状況の中、高齢化社会の進展が著しい昨今、特に高齢者の集いの場、居場所づくりは、様々な課題解決や生きがいの創出につながる場となり得るものと考えます。市としても支援が大変必要であると考えます。

そこで1点目、岩出市における高齢者を中心とした集いの場、また居場所づくり等の実施状況等、現在の活動内容についてお伺いいたします。また、今後も継続し

て活動していくための支援策等について、市の見解をお伺いいたします。

次、2点目です。地域共生社会の実現に向けた取組について質問を行います。

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民の地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものと定義され、厚生労働省においては、改革の基本コンセプトとして、地域共生社会の実現を掲げ、ニッポン一億総活躍プラン等に基づいて、新たな時代に対応した取組が進められています。

この地域共生社会の実現に向けて、多様な実施主体による集いの場、居場所づくりが大きな役割を果たすと考えますが、個々の活動の範疇にとどまらず、高齢者と子供、障害者など、誰もが集える場をつくり、地域共生社会の構築に取り組んでいる事例が、各自治体で見受けられます。

岩出市におきましても、平成27年度に策定した岩出市地域福祉計画に基づき、一人一人のつながりづくり、住民同士が支え合い助け合う関係づくり、安全で安心して生活できるまちづくり、人権を尊重したまちづくりの4つの基本目標を掲げ、地域の課題解決に取り組んでいただいているところであります。

また、平成29年12月に国が策定した社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針には、市町村の地域福祉計画に盛り込み、共通して取り組むべき事項として、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他福祉が上げられています。

そこで、2点目、岩出市における地域共生社会の実現に向け、課題を含めた基本的な考え方及び現在の市の取組はどうしているのか、お伺いします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員のご質問の2番目、高齢者施策についての1点目、高齢者の集いの場、居場所づくりについて、また、活動の支援策等についてと、2点目、地域共生社会に向け、課題を含めた基本的な考え方及び現在の市の取組について、一括してお答えいたします。

まず1点目、高齢者の集いの場、居場所づくりについて、また、活動の支援策等についてですが、高齢者にとって集いの場は人と人との交流を促進し、日々の生活を活性化させるだけでなく、介護予防など、様々な効果があると言われており、高

高齢者がいつまでも健康で生き生きと自分らしい生活を送る上で大切です。

本市では、介護予防を通じた住民主体の集いの場として、岩出げんき体操、シニアエクササイズの自主活動の立ち上げ支援及び自主活動支援を行っております。現在、岩出げんき体操は、13グループ、163名、シニアエクササイズは、18グループ、301名の方が活動しています。

自主活動グループへの支援としましては、岩出げんき体操、シニアエクササイズ共に、各グループに対し、年2回、体力測定、体操指導などを行っており、体力測定は、参加者自身が運動の効果を確認することができ、運動継続のためのモチベーションを有するのによい機会となっております。

また、高齢者に集いの場を提供し、孤立、閉じ籠もりなどを防止することを目的に、高齢者交流事業、ゆったりカフェを実施しておりますが、現在、新型コロナウイルス感染症予防のため、開催を中止しております。今後、感染予防等に注視しながら、事業が再開できるよう検討してまいります。

高齢者が集いの場に参加するためには、地域にどのような集いの場があるのかを知らせていく必要があることから、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、老人クラブ等の団体の代表、岩出市内の法人等の高齢者を支援する多様な関係主体が参画した「いわで支えあい協議体」において、高齢者の交流の活動をまとめたいわで交流マップを作成し、生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者を支援する民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどに周知を行っております。

市としましても、高齢者が集いの場に参加することは、フレイル、虚弱な状態を予防し、健康寿命の延伸や生きがいづくりにもつながることから、引き続き自主活動の立ち上げ支援や自主活動支援を行ってまいります。

また、集いの場に参加を希望する高齢者に対し、集いの場の情報提供と相談支援等を行うとともに、現在、集いの場に参加していない高齢者の方についても、今後、参加いただけるよう取り組んでまいります。

次に、2点目、地域共生社会に向け、課題を含めた基本的な考え方及び現在の市の取組についてですが、地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを共につくっていく社会です。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭など、生活の様々な場面において支え合いの機能が存在していましたが、高齢化等が進み、地域、家庭など、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている中、様々な

困難に直面した場合、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合い、支え合うことで、その人らしい生活を住み慣れた地域で送ることができる社会の構築が求められております。

本市におきましても、市民意識調査における近所付き合いの程度について、前回調査では、時々世間話や立ち話をするの割合が最も高かったのに対し、昨年度実施した調査では、挨拶程度の割合が最も高くなっており、近所付き合いの希薄化の進展がうかがえる状況となっております。

市では、平成27年度に地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものとして、地域福祉計画を策定し、「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで～参加と協働による共生社会の実現～」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げております。

現在の取組の主なものにつきましては、基本目標の1つ目、一人一人のつながりづくりでは、サロンや子育て広場等各種事業や、イベント開催による子供や高齢者の交流促進事業、基本目標の2つ目、住民同士が支え合い助け合う関係づくりでは、民生委員・児童委員や地域見守り協力員による見守り活動、民間事業所との見守り協定、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者を見守る見守り愛ネットワーク事業、ボランティア育成を目的とした地域福祉講座などの事業、基本目標の3つ目、安全で安心して生活できるまちづくりでは、各種相談事業や生活困窮者の自立支援、子ども家庭支援ネットワーク事業等、基本目標の4つ目、人権を尊重したまちづくりでは、人権を考える集いの実施など、様々な事業を行っているところであります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 地域共生社会の実現に向け、市と社会福祉協議会等が共同して、地域課題に関する連携が大変重要であると考えます。ついては、現在どのような連携を行っているのでしょうか。また、今後どのように行っていこうと考えているのか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

社会福祉協議会は、ボランティア活動の支援や分野横断的な相談支援など、地域福祉を推進する上で中心的な役割を果たす組織であり、市といたしましても、社会



福祉協議会との連携は非常に重要であると考えております。

現在の連携の取組の主なものとしたしましては、市では、平成29年3月から地域で助け合い、高齢者を支える地域づくりを推進するため、いわで支えあい協議体を設置しておりますが、協議体の構成員として、社会福祉協議会や社協の活動団体である地域福祉協議会にも参画いただき、生活支援コーディネーターを中心に、連携促進の取組を進めているところであります。

また、社会福祉協議会が実施している総合支援資金などの貸付け事業におきましても、貸付け申請者は、基本的には市の自立相談支援事業の利用申込みを行っておりますので、就労の相談支援など、連携しているところであり、今後も引き続き社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告3番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 私は、今回の一般質問について、6点にわたって一般質問を行います。

いずれも岩出市民にとっては、非常に重要で大切な課題でありますので、市当局の誠意ある答弁をまず最初に要望しておきたいと思っております。

第1点、岩出市事業所支援給付金事業についてであります。

コロナ感染による中小企業の実態は、まさに最悪な状況であります。日本企業の360万社のうち、一部上場企業は12万社余りで、これらの企業の内部留保は約270兆円と言われております。

しかし、中小零細及び消費者は、消費税10%になり、ますます生活が厳しいものの実態があります。この実態は、我々市民、国民の日々の生活への購買意欲を失わせているのが目に見えて起きております。

岩出市内の資本金10億円以上の大企業のほとんどの中小法人、医療、農業、NPO法人等も厳しい状況に直面をしているのであります。今回の事業所支援給付金事業では、これらの企業の損失を賄えるものではないが、最低限度の給付金ということで理解をしております。

そこで、今回、1番目に、申請窓口についてであります。この件については、相

談者がどこの窓口に行けばいいのか、東玄関、北玄関にもどこにも表示がしてなく、とどまっているというのが実態であります。これらについてどのような当初手だてをしてきているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今日までの申請件数及び給付件数については、実態はどうか。併せて、国の持続化給付金であります。これについても関連がありますので、何件と理解しているのか。

3番目に、対象者への他の団体、他の部署との連携は十分に行われているのかについてお聞きをしたいと思います。

4番目に、個人事業者で店舗が岩出市内にあり、その事業者が岩出市外の方をなぜ除外しているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、岩出市事業所支援給付金事業について、通告に従いお答えいたします。

まず1点目、申請窓口はどこかについてですが、申請窓口は、岩出市事業部産業振興課です。なお、今回の給付金申請につきましては、申請窓口での3密を避けるため、事前予約での窓口受付、または郵送での申請受付をしているところでございます。申請窓口などにつきましても、事前予約時にご案内しております。

次に、2点目、申請件数と給付件数はどうかについてですが、令和2年9月10日現在、申請件数は58件、そのうち支払いが完了した給付件数は53件です。また、国の持続化給付金の申請件数等につきましては、令和2年8月31日現在、経済産業省におきまして、全国で給付件数約322万件と公表されていますが、そのうち岩出市内事業者数につきましては公表されていません。

次に、3点目、対象者への他団体、他部署との連携は十分なのかについてですが、岩出市商工会において、事業の周知や交付申請などの相談窓口としてご協力をいただいています。また、岩出市ウェブサイト、市広報での事業周知をはじめ、庁舎、公民館でのポスターの掲示やチラシの配置、市内金融機関等についても事業についての周知の協力依頼を行い、広く事業の周知に努めているところでございます。

次に、4点目、個人事業者で店舗が市内にあり、住所が市外の方はどうしたのかについてですが、岩出市事業所支援給付金について、本市独自支援事業であり、市の予算で執行するものであるため、対象者を岩出市民に限定しました。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 申請窓口の件なんですけど、そうしますと、この申請窓口については、事前に案内をしているということでありますが、岩出市で該当する事業所に何件そういう案内書を送付したのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、国の持続化給付金については、今のご答弁では、岩出市では分からないということではありますが、当然、岩出市の事業所支援給付金については、国の持続化給付金と併給して受けることができないので、窓口においてその確認をしなければならないという作業があると思うんですけど、その際、重複してそういう件数が出てくるということは不合理でありますので、当然、岩出市が把握しておかなければならない案件だと思うんですけど、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、申請の期限については9月30日ということではありますが、この申請に当たっては、確定申告等の税務報告、納税報告を添付をしなければなりません。そういう件から、9月30日以降で申請する場合に、税務署との関係で確定申告が遅れたり、いろんな事情があると思うんですけど、その場合はどうなるのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、岩出市内に事業所があって、岩出市外の方については、そうしますと、この支援というのは受けられないということになると思うんですけど、その逆の場合は、住んでいる事業所で申請が可能なのかどうか、そこら辺のご見解をお聞きしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

案内を事業者へ送付したのは何件かというご質問であったと思うんですけども、案内は各事業者にはしてございません。あくまでも市のウェブサイト、市広報、チラシ等で周知している状況でございます。

それと、給付につきましては、令和2年9月30日で終了となっております。

それから、国の持続化給付金の件数を把握してないが、チェック体制はどうかということなんですけども、市の事業所支援給付金の要件は、売上減少率30%以上50%未満としておりますので、申請書類のチェックにより、国の持続化給付金の給付要件である売上減少率50%を超えている場合は、市の給付金申請を受け付けておりませんので、チェック体制をしております。

それと、岩出市の事業所が対象とならないのかというご意見だったと思うんです

けども、今般のコロナ感染症拡大に対する事業として、岩出市内事業所の支援を目的としていることから、岩出市内に主たる事業所を有していない個人事業者等については対象としてごさいません。

ご案内の件なんですけども、商工会が独自で、商工会員570件に二度送付してごさいます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 そうしますと、第1回目のときには、申請窓口については、私は岩出市のほうで案内をしたという理解をしているんですが、岩出市では全然しなくて、商工会を通じて指導して、商工会が独自に関係する事業者に案内書を出したという理解でよろしいのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出市内に事業所があり、岩出市外の住所の方、この方が欠落するという、対象外になるということで、ここが非常に問題になっているんですが、そうしますと、住んでいる事業所で申請をすれば受付は可能なのか。その場合も岩出市の事業所申請、ひっくり返して言えば、同じようなことなんですけども、そういう手続については可能であるということなのか。

それから、9月30日の締切日以降、確定申告等が延期になった場合に、その対象外になるという答弁で、9月30日を締切りにしているということですが、もしそれ以降の受付については、受付をしないという理解でよろしいのか、再度確認をさせてください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問についてお答えします。

受付については、9月30日をもって終了いたします。

それと、先ほども答弁させてもらったとおり、岩出市内に事業所がない市内に住居する個人事業者は対象となりません。

それから、市の広報につきましては、先ほどご答弁させてもらったとおり、市のウェブサイト、広報紙、それからチラシの配置、それで広報してごさいます。商工会からは、再度通知をお願いしてごさいます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩

(10時39分)

再開

(10時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問を行います。

今回は、避難所の見直しということで、さきの6月議会において、復興・災害時の避難所の在り方等々について質問させていただきました。その後、台風10号で想定されていた被害予想も少なく、現状では安堵している実態であります。当初から避難指示等々が発令され、関係する市民の皆さんは、事前事前に避難をされておりましたが、度重なる大水害、浸水で、機敏に想定した人が避難所に避難され、入り切れない状況も発生していると。あるいは満杯の掲示がされているというニュースが報道されておりました。人命を守るためには、結果的に、空振りでも市民の皆さんには理解されると思います。

それだけに、今後、市が発令される情報は、重要性が増すことになるかと判断をしております。岩出市では、私たちの土地や地域では、あんな災害が起きないであろう、楽観されるかもしれません。しかし、ここに盲点があると私は考えております。

継続して、現在の避難所運営、今年6月の改定版を含めて質問させていただきます。

まず第1点は、重大災害が想定される際の避難所運営について、その後どのようなきめ細かいことをされてきたのか。

2番目に、障害者や高齢者等の受入れ対応について、どうされようとしているのか。

3番目に、現行の受入れ避難所について、再検討をしてくれているのか。

4番目に、危険地域内の老人施設や指定避難所について、どのような対応をしてくれているのか。

5番目に、紀の川が氾濫した場合の浸水被害対策について、どのようにされるのか。

6番目に、想定される避難所の表示について、私は以前から申し上げておるんですが、市民の啓発を含めて、この地域については浸水される想定を表示しておくべきだと考えておりますが、これらについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 尾和議員ご質問の避難所の見直しの1点目、重大災害が予想される際の避難所運営はどうかについてですが、台風等による大規模な災害の発生が事前に予想できる場合には、あらかじめ職員による配備体制を発令し、公民館や小中学校をはじめとする避難所を開設の上、避難準備、高齢者等避難開始や避難勧告等の避難情報を発令することとしております。また、避難所運営マニュアルにつきましては、和歌山県が作成した市町村避難所運営マニュアル作成モデルの改定に合わせて、避難所運営マニュアルを本年6月に改定し、避難所における感染症対策についての対応を規定しております。

次に、2点目の障害者、高齢者等の受入れ対応はどうかについてですが、各避難所において、避難者受入れの際は、障害のある方や高齢の方をはじめとする要配慮者について、避難スペースの出入口に近い場所への誘導や状況により別室への避難誘導を想定しております。また、市では22か所の避難所のうち8か所を福祉避難所として指定しており、災害や避難の状況に応じ、通常の避難所から福祉避難所としての運営に切り替えることとしております。また、本年9月には、市内の2か所のホテルと大規模災害時等の受入れの協定を締結してございます。

次に、3点目の現行の受入れ避難所について、人員の再検討はどうかについてですが、新型コロナウイルス感染の防止の観点から、現在、1世帯当たりの間隔を確保できるよう、避難所の収容人数を通常よりも減らし運用することとしてございます。

次に、4点目の危険地域内の老人施設や指定避難所についてですが、土砂災害警戒区域や紀の川の浸水想定区域における高齢者施設等をはじめとする要配慮者利用施設については、各施設における利用者の避難を確保するための計画の策定を促すとともに、担当部局とも連携し、計画、策定に係る相談に対応しております。また、紀の川の浸水想定区域内にある避難所については、浸水が発生するおそれのある場合には開設しないなど、災害の状況に応じ、対応することとしております。

次に、5点目の紀の川が氾濫した場合の浸水対策はどうか、6点目の指定される浸水箇所の表示について、一括してお答えいたします。

紀の川の浸水想定区域は、平成31年3月改正の岩出市防災マニュアルに最新版を掲載し、同年4月に広報紙とともに全戸配布を行ったほか、新規転入世帯への窓口での配布、市ウェブサイトでの公開など、広く市民に啓発を実施しており、看板等

の設置による表示については考えてございません。浸水想定区域内の住民への啓発については、浸水想定区域内の自主防災組織等の訓練において、危機管理室職員により区域の説明や避難の重要性などについて周知を行うなど、より細やかな対応を進めております。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 5点目、紀の川が氾濫した場合の浸水被害対策はどうかについて、通告に従いお答えいたします。

紀の川の岩出市域における浸水被害対策として、岩出頭首工上流部では、平成24年12月5日に策定された紀の川水系河川整備計画に基づき、国土交通省において、平成28年度より岩出狭窄部対策事業を進めています。これは地形上、川幅が狭くなっており、洪水時の流下阻害の要因となっている岩出頭首工付近に拡幅水路の整備を行うとともに、堰上流部の河道掘削を実施するものです。事業が完了しますと、紀の川の水位が約1メートル下がり、堤防の決壊を回避することや本川の水位が下がることにより、樋門などのゲートを閉鎖する時間が短くなるため、堤防の内側からの水、内水の排水が早くなり、浸水被害の軽減につながります。

現在の状況としまして、拡幅水路、河道掘削等、おおむね完了し、取り合わせ工事等の施工を残すのみとなっております、令和2年度末で事業が完了します。

また、下流部の対策としましては、岩出橋付近から中島地区までの間、特に山崎かんがい排水路の放流部付近において、紀の川の増水時に流れの支障となる樹木の繁茂や土砂の堆積が著しかったことから、増水時にも山崎かんがい排水路からの内水を排水できるよう、放流付近の水位を下げる目的として、樹木伐採及び堆積土砂の撤去を国土交通省、和歌山県により実施しています。

樹木伐採につきましては、国土交通省より、平成29年度から実施、さらに平成30年度からは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として取り組んでいます。また、堆積土砂の撤去につきましては、国土交通省より和歌山県により、令和元年度から実施しており、樹木伐採、堆積土砂の撤去とも来年度以降も実施すると聞いております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、具体的にお聞きをしたいと思います。まず、避難所の空間配置については、運営マニュアルで整理をされているんですけども、これについて、實際上、いざというときに起こり得る想定されることも含めて、2メートル間隔を

確保するということであるんですが、事前に実際訓練されてきているのか。これをまず机上の案であって、實際上、これらの問題について訓練をしてきているのかについてお聞きをしたいと思います。

それから、避難所の収容人員であります、ホームページで出ている避難所の収容人員であります。岩出市のあいあいセンターについては、収容人員が442名、それから、この避難所、岩出市のあいあいセンターについて、福祉避難所として収容人員が44名、合わせますと530名ぐらいになるんですが、その人員で十分なのかという問題があります。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出市根来地区公民館、これについてもお聞きをしたいと思います。当初収容人員が141名で、福祉避難所として、ここも41名で、合計182名、それから上岩出地区公民館については、これも合わせて131名、それから紀泉台地区公民館については150名の福祉避難所と兼ねますので185名、それから桜台地区公民館については140名で、福祉避難所の方が入りますと180名になるんですが、こういうような避難所と福祉避難所と合わせて、収容人員として、これが実際に可能なのかどうか。合計しますと、避難施設で、岩出市の場合は中長期避難所として7,200名余りです。

この収容人員、今、岩出市には5万3,000人の方がおられますが、7,238名で収容できるのか。それと併せて、ホテルと協定をしているということではありますが、ホテルの収容人員については何名収容できるようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、要支援者の施設であります、今、次長の答弁では、老人施設、それから地区指定施設、危険区域の避難所についてであります、これは岩出市で何か所あるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

これをなぜ聞くかということと併せてなんですが、さきの水害で車椅子で移動できない、2階に移動するのでも、少なくとも3名から4名の方が協力してやらないと、2階に移動できないということで、15名余りの高齢者、障害者が水死をされているということがありますので、ここについてどうなのか、お聞きをしておきたいです。

それから、運営マニュアルの中に、私は調べますと、施設を考慮した対策として、冷暖房設備の整備をします。冷暖房器具等の整備を検討するという文言があるんですが、これについてはいつまでに検討結果を出すのか。それから、生鮮食料品の保管場所については、冷蔵施設、器具の整備を検討するということになっております。



が、これについて具体的にどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、簡易入浴施設の確保の問題であります。簡易入浴施設の整備を検討するという文言があります。これについてどうされるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、紀の川の堤防が壊れた場合に、どうするのかという問題であります。紀の川の堤防、破壊と併せて、紀の川に合流している春日川、住吉川、根来川等の対策について、これについてどのような形でしていくのか。特に、住吉川の下流については工事にかかっていると思うんですが、これについては、いつ完成するのかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほど事業部長のほうから紀の川の狭窄部の完了時期は令和2年度末に完了するというご答弁がありました。この狭窄部の完了によって、少なくとも1メートルの水位が下がるということをおっしゃいましたが、これによっての岩出市の被害想定については、今までの想定より少なくなるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、岩出市内の浸水地域、これについては検討しないということですが、少なくとも、私は岩出市民の日頃の啓発を含めて、この地域は災害が発生した場合、大雨等が発生して、集中豪雨によって浸水するであろうという想定については表示をして、日常的に市民に啓発をしておくということが避難行動につながるわけですから、ネットで公開しておくから、それでいいということじゃなくして、この問題については真剣に検討していただきたいと思うんですが、市の答弁を求めたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、避難所の空間配置で、事前に訓練をしていたのかということでございます。これにつきましては、各避難所に対し、スターターキットというものを配備しまして、一番最初開設する場合、空間等を空けるために必要な機材をそれぞれ配備してございます。職員についての訓練につきましては、本年度実施するとしてございます。

次に、収容人数ですが、これにつきましては、全体としまして、もともと見直し前と後でございますが、見直し前で、全体で8,266人、見直し後は6,840人となっております。この減少につきましては、ご存じのように、新型コロナウイルス感染

症対策としまして、1人当たり、今まで3.5平米で見ておったものを4平方メートルとしたことによる減少でございます。これで全て賄えるのかということですが、これにつきましては、7月号の広報と同時配布させていただきました、災害時の避難についてということで、まず避難所の密集を避けるために、親戚、友人、知人宅などへ避難することも事前に考えてくださいということで、全て全てが市の避難所で対応できるものとは考えてございません。

また、ホテルにつきましても、2か所としてございますが、そのホテルの経営もございますので、その時点での空き部屋、そこを利用させていただくということで、協定を結んでございます。

あと、冷房等につきましては、現在、小学校で冷暖房が完備してございますので、それはできているものと考えてございます。

以上です。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えします。

紀の川に流れ込む春日川、根来川、住吉川の改修についてですけれども、春日川につきましては、岩出市の整備は完了してございます。根来川につきましても、現在、川尻地区で改修工事を実施していただいております。川尻の後明橋から旧県道泉佐野岩出線の岩出新橋の間を整備しているところでございます。

それと、住吉川につきましても、紀の川水系紀泉圏域河川整備計画というのを平成26年に和歌山県が制定してございます。根来川、住吉川共に、整備完了予定は令和16年度完了予定と聞いております。

それから、紀の川の狭窄部対策事業で、水位が1メートル下がることによって、被害の軽減効果ということなんですけれども、1メートル下がることによって、山崎樋門、岡田樋門等々、古戸川樋門と樋門があるんですけれども、その閉鎖時間が短くなることによって、内水が排水できると考えています。

それで、効果ということにつきましては、紀の川に流れる水量、岩出市内に降る雨の量によって、一概に何軒がどうのこうのとかいう想定はしてございません。

○田畑議長 総務部次長。

○木村総務部次長 失礼いたしました。1点、答弁が漏れてございました。表示の件です。これにつきましては、市民に日常的の意識づけということで、これにつきましては、市としましては、マニュアルの配布、これが一番でございまして、防災マニュアルの最新版、これを平成31年4月広報とともに全戸配布したということで、あ

とはウェブサイト等でしてございます。これにつきましては、一人一人の個人の意識、これが非常に大切だと思っておりますので、防災マニュアルを生かしていただけたらと考えてございます。

あと、冷蔵器具、これにつきましては、現在のところはまだ検討しているところでございます。

簡易入浴につきましては、市内の状況もございますが、大きくなった場合は自衛隊等の協力も要請をしなければ、市としての対応はできないものと考えてございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問にありました要支援施設の数なんですけども、指定地域密着型サービス事業所、それと軽費老人ホーム、それから有料老人ホーム、それからサービス付高齢者向け住宅、合わせまして27の施設が老人施設として、要支援者の施設が市内に存在しております。

以上です。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

車椅子での移動についてということで、各施設とも介護保険の施設になりますので、車椅子の移動は可能となりますが、議員のおっしゃった2階に移動するとかという部分につきましては、基本的には、2階に移動はできるようにはなっていますが、もし電気等に停電が起こった場合等もございますが、各介護施設等につきましては、非常災害対策計画の策定や避難確保、土砂災害防止法及び水防法に基づく、要配慮者利用施設と位置づけられている介護保険施設等につきましては、避難確保計画の作成が義務づけられておまして、そういう非常災害等の想定をして、各事業所のほうは計画を立てて、検討していると聞いております。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 議長、危険区域内のそういう老人施設は、部長は27か所と言われました。そのうち何か所が危険が想定される老人施設になっているのか、つかんでおられるんですか。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 危険区域内の施設としまして、介護保険施設としましては、入所できる施設としては8施設でございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 実は、私は、特に問題にしているのは、今ご答弁のあった危険区域内の老人施設、浸水災害が発生した場合、2階にも上がれない、外にも出られない、そういう危険性があるということでありますので、そういう人たちをいかにして救うのかという問題が発生していると思うんですよね。

だから、これについては市の管轄で8施設あるということですが、その各施設は、いつまでにその計画を出されるのか。岩出市としてそれをつかんでおられるのか。岩出市としても、それらの施設について、指導監督なり、助言なりをする考えがあるのかどうか、これについて再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、指定の避難所なんですけど、危険のある指定避難所、これについては何か所なのか、それについてどうするのか、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出市の狭窄部なんですけど、岩出市の右岸で破堤した場合に、かなり広い範囲で浸水すると、国土交通省、岩出施設のホームページに出ているんですけど、もしこれが発生した場合に、どうするのか、具体的な対策というのはされてきているのか。この想定に対してどうするのかということをお聞きをしておきたいと思います。

それから障害者、それから高齢者、それ以外にも内部障害のある方、知識障害、発達障害、精神障害、それから難病患者、人工透析の患者に対する問題、これらの様々な避難で起き得る事態に対して、岩出市は具体的にどうされるのか、再度お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 まず、危険区域内にある避難所ですけども、これにつきましては、一時避難所も合わせまして、3か所となっております。こういう危険な場所、浸水するおそれがある場合は開設せずに、ほかの避難所へ行っていただくということになります。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

まず最初に、先ほど8施設とお答えしましたが、7施設に訂正をお願いいたします。

各施設につきましては、市としましては、災害時の対応については、周知啓発に努めており、市の指定事業者における計画の整備状況を把握し、災害時の早期の避

難が行われるよう、県や市の防災部局と連携し、災害に備えた適切な計画策定、また策定している場合でも、常時見直し等をしていただけるように指導を行っております。

障害者、高齢者等の要支援の必要な方につきましては、災害時における要援護者支援事業におきまして、必要な場合の方は事前に登録をいただくとともに、必要な方につきましては個別支援計画を作成し、起こった場合にどのように避難していくかとかという計画を一緒に考えて作成しているところです。

計画がいつまでにとというご質問に対しましては、非常災害対策計画につきましては、どの事業所も全部作成している状況です。避難確保計画につきましては、できているところもあれば、まだちょっと検討というところにつきましては、早急に計画策定を仕上げるようにということで指導しております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再々質問の人工透析の難病患者の方などの対応ということなんですけども、広く障害者、高齢者の方々については、きめ細かい対応が必要ですので、福祉避難所では要配慮者のうち、寝たきりなど、避難所での生活が困難である方については、本人の状態や希望を確認の上、医療機関への緊急入院あるいは協定を締結している福祉施設へ避難することになります。

福祉避難所には、要配慮者のニーズ把握や心のケアなどに対応するため、生活相談員の配置、また障害の状況に応じ、例えば、聴覚障害の方であれば、各避難所にばらばらでいるのではなく、聴覚障害者同士でコミュニケーションを図れるよう、また手話通訳者も適切に配置できるなど、あらかじめ障害種別ごとに受け入れる福祉避難所を決めておくなどの対応等を考えております。

○田畑議長 総務部次長。

○木村総務部次長 紀の川右岸が破堤したときの対策につきましては、現在、国交省で進めている事業もございまして、今年度完成ということになってございまして。また、平常時としましては、防災マニュアル、これによって、一人一人が確認していただいて、逃げ遅れのないように、今までテレビでよく言われていますが、自分は安心だ、そういう意識がないように、今後も意思づけを行っていきいたと思っております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、3番目の質問をさせていただきます。コロナウイルス感染症

禍の中で、大学生への支援についてであります。

今年度、市民の中から大学に入学したお母さんの声として、4月から大学に入学し、通学できると思っていましたが、一度も大学に行っていません。大阪の大学ですが、通学に時間がかかり、下宿するため部屋も借りていました。コロナの中で、借りたままで家賃代がかかり、少しでも足しに思い、大学の近くでアルバイトをしようとしていましたが、それもままならず、授業はスマートであり、友達もできない。不安でいっぱいであります。

また、ある祖母の皆さんは、いつまでこの状態が続くのでしょうかということで大変不安に駆られております。ある大学では、コロナのためにオンライン授業を実施したり、モニターでやっておるということではありますが、各大学それぞれが一律にやっているのではなく、非常にばらつきが発生をしてくれております。

この大学生に対して、岩出市としてこの支援をしていくということができないであろうか。文科省もいろいろな手を打っておりますが、現状では不十分ではないだろうかと思うのであります。感染症、コロナ禍でありますけども、新聞紙上で流れているニュースによりますと、この大学生に対して、物心両面の支援をしているということも報道として流れております。

そこで、岩出市出身者及び岩出市から通学している大学生は何人をつかんでいるのか。また、岩出市として、具体的にこれらの大学生に対して支援することはしないのか。大学生を持つ世帯の支援について考えられないのかという問題であります。市の答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 1点目、2点目、一括してお答えいたします。

岩出市出身の大学生及び岩出市から通学している大学生の正確な人数については、市では把握できません。

また、支援につきましては、国において学びの継続のため、学生支援緊急給付金が創設されてございます。県内で独自に大学生支援を実施している自治体があることも認識しておりますが、岩出市としましては、大学生や大学生を持つ世帯に限定した支援策ではなく、全ての市民、世帯を対象とした支援策として、水道基本料金の免除や事業所支援給付金やプレミアム付商品券事業等を実施しているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今お聞きしますと、大学生並びに世帯に対しては、特定して、岩出市としては何らも支援はしないということであります。これは、私は非常に疑義に感じるんですが、岩出市を将来担う大学生、若い青年をこの際、他市の地方自治体と同様にせよとは言いませんが、少なくとも岩出市の特産品であるお米とか野菜等、申出を募って、金額的には3,000円から5,000円ぐらいのものを支給するという考え方もあっていいのではないだろうか。青年のときに、岩出市のほうからこういう支援があったということは、その人たちにとっては、将来にわたって記憶に残ることでもありますから、岩出市としても将来プラスになる支援ではないだろうかと思うんですが、再度、今の部長の答弁では、全て行わないと、特定したものではないということですが、考えを変えることはないのかどうか、これらについて答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

大学生であるかどうか、これ把握できない以上、公平な支援はできないということでございます。高校を卒業して専門学校や専修学校等、いろいろと進路を取っているという中で、大学生のみを対象とした支援というものについては、公平性を欠くと考えますので、大学生に特化した支援ではなく、全世界帯を対象とした支援に取り組んでまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 私は大学生に特化したという表現は使っているんですが、今言われたように、専門学校とか、そういう形で行っている学生の皆さんも対象に含めてという意味合いがあるんですが、今の答弁では、何ら支援しないということは非常に残念であります。これについては、これで質問を終わります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和議員。

○尾和議員 感染症、コロナに対する差別の問題であります。

新型コロナウイルスの感染が広がって、全国的に誤解や偏見による感染者、医療関係者、その家族や事業所などへの誹謗中傷をはじめ差別的な対応といった人権侵

害が増加していると言われております。県のほうも、これらの問題を踏まえて、対策をしておりますが、さらにSNS上でも、それに類するいわれない言動が事象として現れております。

この新型コロナウイルス感染症は、私たち誰でも感染のリスクがあるわけであり、差別や偏見、いじめ、心ない書き込みなど、絶対に許してはならないと私は考えております。

当然、このような差別行動は許されるものではありません。一人一人が日常的に個人の人権を侵さない、また多数の優位性を盾に、人権侵害につながることはないよう、法的機関は正確な情報に基づいた冷静な行動をすべきであります。

そこで、私は差別意識について、4点にわたって質問します。市の答弁を求めたいと思います。

まず第1点は、コロナ感染者に対する差別をなくすため、市としてどのような取組をされているのか。

2番目に、岩出市内及び那賀保健所管内での感染者は、今日までに何人発生しているのか。

また、受け入れる病院はどこなのか。受け入れた病院はどこなのか。

それから、今後、第2波、第3波あるいはインフルエンザ等絡んで、このウイルスによる感染が拡大した場合、受入れ体制というのは十分なのか、これについてご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の4番目、コロナ差別についてお答えいたします。

まず、1点目のコロナ感染者に対する差別をなくす取組につきましては、新型コロナウイルスは病気ではありますが、未知なウイルスで分からないことが多いため、病気に対する不安やおそれが生まれ、この不安やおそれが偏見や差別を生み出していると言われております。

全国的に、新型コロナウイルスに感染した人などへの差別や誹謗中傷が問題になっている中、国では感染者などへの偏見、差別とプライバシーに関するワーキンググループが設置され、感染者や医療・介護従事者やその家族などへの偏見、差別等の実態把握を行い、それらを参考に、相談窓口や啓発の在り方について取りまとめ、自治体等の積極的な取組につなげるとされております。

市におきましては、これまで新型コロナウイルスに関する様々な情報に惑わされ



ず、正しい情報に基づいた冷静な判断の下、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持って行動いただくため、市広報やウェブサイト、各公民館等へのポスター掲示などにより、啓発を行ってまいりました。また、7月には市民の皆様に対し、常に人権意識を持った行動を呼びかける市長メッセージをウェブサイトに発信いたしました。11月には人権を考える強調月間に合わせ、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見に関するリーフレットを全戸配布する予定となっています。

本市での差別の状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談につきましては、現在のところございません。もし相談があった場合は、相談内容に応じて助言を行う、あるいは関係機関につなぐ、または連携するなど、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後も差別防止等に向け、引き続き啓発を実施してまいります。

次に、2点目の岩出市民のコロナ感染者は、現在何人発生しているのかについてですが、県は保健所ごとの感染者数は公表しておりますが、市町村ごとの感染者数は公表しておりませんので、お答えできません。

なお、昨日の9月13日現在、岩出市保健所管内では27人と聞いております。

また、PCR検査で陽性と判明した場合は、その方の濃厚接触者を特定し、PCR検査を行っているとのことことです。

なお、感染者を特定するような個人情報に関する内容についても、県は原則公表しておりませんので、お答えできません。

次に、3点目の受入病院はどこかについてですが、県の指定している第二種感染症指定医療機関を中心に、協力病院も含めて、入院患者の受入れを行っているとのことことです。また、病床数については、各病院に対し、増床を要請しているとのことことです。

最後に、4点目の感染拡大時の受入れは十分なのかについてですが、これまで県内での新型コロナウイルス感染者の入院に関しては、病床の確保ができております。また、今後も協力病院にもお願いし、病床確保に努めるとのことです。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 感染者の問題であります。那賀管内、那賀保健所内では27名と。具体的に、新聞で那賀消防署で感染者が発生をしたということで、那賀保健所内だと思っておりますが、いずれにしても、私たちは感染者に対する偏見や差別、ここをどのよう

にクリアしていくかということが求められておると思うんですね。

踏まれた足は痛い。踏んだ人は痛くないと一般的に言われるんですが、踏まれた人の立場に立って、この差別事象を解消していくということが非常に大切なことであろうと思うのであります。

今後これらの感染症、コロナウイルスに対して正しい認識と理解を深めて、お互いに協力し合っというこの体制を一日も早くつくっていただきたいと。相談がないから岩出市では今のところ何もしてないというような感じに取れないこともないんですが、これらの問題について真剣に考えていただきたい。

それから、受入病院についてですが、那賀病院で4床あるということで、那賀病院が指定感染症用の1つの病院だろうと思うんですが、これから冬場にかけて、クラスターなり集団感染なり、こういう事態になった場合に、協力病院との連携というのは非常に大切だと思うんですね。想定されるシミュレーションを組んで、事前事前に対応するという取組が求められると思うんですが、これについて、岩出市ではどうするのか。

それから、補正予算で何か予備費で1兆3,000億円というような金額で、和歌山県下で400床を確保するという方針が、県のホームページや国の方針で出ております。この400床というのは、現実的に確保されるのかどうか。岩出市民として非常に関心があるところでありますので、これらについて、岩出市が持っている情報についてお聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 事前の取組どうするのかということなんですけども、県内で、岩出保健所に確認したところ、感染者の病床の確保数については、県内で最大で200床程度を確保しているということは、情報は把握しておるんですけども、事前に市として取り組むということについては、現段階ではちょっと考えてはおりません。

あと、もう1点、補正予算で400床ということで、県のほうで、今、議会審議されているところなんですけども、第二種指定機関である那賀病院につきましても、県から増床の要請はされていて、那賀病院は承諾はしているということは聞いています。しかし、具体的な病床数については公表はされてはおりません。

もし現在の病床数で不足する場合は、どうなるのかということも気になるところなんですけども、これまで和歌山県では、感染防止の観点から、PCR検査で陽性の

判定が出た全ての方に入院をしていただいておりますが、そういう対応しておりますが、国からの通知では、無症状の方は自宅療養でよいとされていまして、県としては、現在の方針で、国とは違う方針を進めていきたいというふうに考えているというようなことは聞いてはおります。

ただ、万一病床が不足する事態となったときは、国よりも手厚い対応をしておりますので、万一ベッドが少ない、足りないような状態になった場合は、まず重篤者の方を優先して入院させ、その次に有症状者の順で、地域ではなく、県全体で入院していただくこととなるということ聞いております。また、場合によっては、無症状の方については、自宅で療養していただくことになるということも聞いております。

すみません。差別発生の取組についてということで、実績は今のところはないんですけども、もしそういう相談があった場合の対応方法なんですが、新型コロナウイルス感染症に限らず、市に人権の相談があった場合には、人権擁護委員や人権啓発推進指導員、それから担当職員などがお話を伺いして、相談に対する助言を行ったり、相談内容によっては関係機関につなぐ場合もあり、関係機関と連携して対応する場合もあります。

さらに必要に応じて、関係者の聞き取りなどの調査を行う場合もあります。状況に応じ、法律上の助言を行う場合もあれば、当事者間の調整を行う場合、関係者などに人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行う場合もあります。また、インターネット上の書き込みなどであれば、状況を確認した上で、法務局を通じ、サイト管理者などに対して削除依頼を行うこととなります。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。PCR検査、コロナウイルス感染において、これは非常に重要な問題でありまして、軽傷者、無症状者について、自宅待機だと、これを考えているということなんですが、東大の教授で児玉先生というのが、最近、国会でも参考人で答弁されているんですが、一番問題なのは、無症状でコロナ感染しているという人がいろんなどころに行動して、そこから感染をするということが、今問題になっているわけでありまして。

そういう人たちをどのようにつかんで対応していくか、これが最大のポイントだと。コロナ感染をストップする最大のポイントになるということをおっしゃっていただきました。これについて、岩出市では、そういう立場に立つのかどうか、お聞きをして

おきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

質問内容としましては、無症状者がコロナを感染させていると、そういう対策を市としてどう考えているかということですが、感染症につきましては、基本的には管轄は県になっておりまして、県のほうで、先ほど部長も答弁しましたように、基本的に無症状者も入院させるというのが、今現在の県の方針でございます。

市としましては、県の方針に沿って、協力できるところは協力していきたいというふうに考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時57分)

再開 (13時15分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、5番目の質問をさせていただきます。

過日、上岩出神社周辺の方からご連絡があり、宮池の道路に関して、工事を始めているが長らくストップしていますと。いつになったら始めるのでしょうか。私に連絡がありまして、現地を確認しに行きますと、そのとおりでありました。当然様々な事情により進んでないと察しておりますが、工事の放置はすべきではありません。少なくとも循環道路である道路の施工については、速やかに工事に入ることだと思えます。

臨時議会において、このことが議論され、予算が通過をしたということは、後から知ることになったんですが、そこで、この道路の進捗状況についてお聞きをしたいと思えます。

それから、2番目に、何か買収されていない箇所があるのかどうか。この道路の完成時期はいつなのかについて、ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

- 田村事業部長 尾和議員ご質問の5番目、市道の工事について、通告に従い、一括してお答えいたします。

質問の場所で施工しています道路工事につきましては、事業部の主要施策、重点事業に掲げております生活道路環状化事業として、幹線道路につながる双方向の道を整備し、道路を環状化することで、日常生活に支障を来している地域の利便性向上と災害や緊急時の車両通行の円滑化を目的として整備する市道北大池6号線新設改良事業です。施工内容につきましては、上岩出神社から南へ約200メートル付近から県道粉河加太線のみたに整形外科、西交差点から北へ約400メートル行った市道北大池3号線の端部までの総延長350メートル、車道幅員5メートル、総幅員5.8メートルの道路を新設いたします。

進捗状況としまして、本事業は、平成29年度に事業着手、同年、測量設計業務を実施し、平成30年度で用地取得、令和元年度で用地取得が完了し、一部区間100メートルの改良工事が完了しております。

当初の完了予定は、市単独事業として令和5年度としておりましたが、本年8月の臨時議会で可決いただいた補正予算により、避難所整備、空調設備等の機能強化と併せて実施する避難経路の整備を図る防災機能の強化、公共事業実施による地域経済の活性化を図ることができるものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となったことから、大幅な工期短縮も可能となり、残りの250メートルを本年度完了目指して取り組んでおります。

なお、今回の補助事業に採択されたことにより、全額交付金で事業実施できることから、施政方針の1つであります自主財源の確保を担えることとなります。

- 田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

- 尾和議員 そうしますと、道路に関しては、全て工事に着手できると。買収等についても全て完了しているという理解でよろしいでしょうか。

それと併せて、3号道路に接続するということではありますが、あそこの進入道路のどこから右に曲がって接続するということだと思っんですけども、あそこら辺の幅員については十分賄い切れるというように、市としては考えておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

- 田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えします。

先ほど答弁させてもらったとおり、用地取得が完了してございます。工事につきましても、今年度完成を目指して取り組んでまいります。

それから、北大池3号線の幅員と同じでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 最後になりますが、これは6月議会でちょっと所要時間が不足したため、再度の質問にさせていただきたいと思っております。今回、孤独死、自死への本市の対策についてであります。

この孤独死については、大阪府警が、昨年1年間に事件性がない屋内で死亡し、死後2日以上経過して見つかった自殺者を含む独居者2,996人を調査した。その結果は、10代から20代、30代、40代、50代、60代、70代ということで、70代は最も多く1,029人、それから80代が572人、90代以上の人が98人ということで、亡くなられて死後1か月以上たって見つかったというご遺体が382遺体あったと。そのうち男性が321人、女性に比べて5倍以上、男性のほうが孤独死で亡くなって、1か月以上分からない、そういう状態の中で亡くなられておるということであります。

もちろんいろいろな事情で孤独死というのが発生しておるんでありますが、40代については非正規雇用の社員が多く、そういう実態にあります。50代はリストラ対象になるケースがあったと言われております。

私たちは、孤独死をいかに少なくしていくのかということが問われていると、私は思っております。生活環境や栄養状態が悪化しているにもかかわらず、周囲に助けを求める気力すらない状態で自殺あるいは孤独死、こういうことが起きていると判断をしております。

大阪府警は、2019年の1年間に事件性がない屋内で死亡したこれらの遺体を調査をして、働き盛りの人を含めて18.4%に上ると言われておりますが、こういうことのないようにしていくために、どうしていくのかということでもあります。独り暮らしの人が在宅で誰にもみとられずに亡くなるのが43.2%、4割近くの方がそういう状態にあるということでもあります。

そこで、今日起きているコロナの孤独死あるいは自殺等々に関して、どうしてい

くのかということではありますが、その中で質問をさせていただきたいと思います。

質問は、事前の通告でやっておりますので、岩出市において孤独死・自死の件数について5年間、それから、高齢者等のリスク対策、それから、法定相続人がない場合の納税の在り方、ここら辺についてご質問をさせていただきます。ご答弁よろしくをお願いします。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 尾和議員のご質問の孤独死・自死への本市の対策はどうかの1点目、岩出市における孤独死・自死の過去5年間の件数はどうかについてお答えいたします。

岩出市における孤独死の件数につきましては、孤独死には法律上の明確な定義がないため、実数把握はできておりません。自死につきましては、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によりますと、住居地が岩出市の方においては、平成27年、8名、平成28年、5名、平成29年、9名、平成30年、6名、令和元年、7名の方がお亡くなりになられています。

2点目の死亡40代、50代世代のリスク及び対策はどうかにつきましては、自殺で亡くなられた方のうち、40代、50代の方の割合は約4割となります。40代、50代の方の自殺を含め、その多くが健康や家庭の問題をはじめ、経済や生活の問題など、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による追い込まれた末の死と言われているとされています。

本市におきましては、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない岩出市を目指して、岩出市自殺対策計画を策定しており、本計画に基づき自殺対策を進めているところです。自殺対策は、保険、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携が図られ、住民の暮らしの場を原点としつつ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進していく必要があると考えています。そのためにも、まずは市民一人一人が自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということ認識し、危機に至った人の心情について、正しい理解を深め、危機に至った場合には誰かに助けを求めるといったことが適切であるという共通認識を持っていただけるよう啓発に努めているところです。

具体的には、毎年9月10日から16日の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に集中的に啓発活動を行っています。広報紙に啓発記事を掲載、公共施設にのぼり旗の掲揚、自殺予防週間中は地域福祉課窓口に啓発コーナーを設置し、啓発物資やチ

ラシの配布などを行っています。また、行政機関や専門機関を一括して掲載した生きる支援総合窓口一覧の配布や厚生労働省のウェブサイトにある悩み相談窓口の紹介等の周知もを行っています。

今後は、各種相談窓口のさらなる周知、啓発に努めていくとともに、関係機関との連携、協働を行い、適切な支援につなげていきたいと考えています。

○田畑議長 総務部次長。

○木村総務部次長 次に、尾和議員ご質問の3点目、4点目、これ通告に従い、一括してお答えいたします。

法定相続人不存在のときはどうなるのか。また、税の不納付処理はどうしているのかについてですが、孤独死・自死の方の法定相続人が戸籍簿等での調査や裁判所での相続放棄の調査を行った結果、相続財産管理人も選任されず、相続人不存在の場合は、滞納処分の執行停止を行い、不納付欠損処分といたします。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 一応、部長のほうから死亡者、自死の数字が出されたんですが、岩出市の死亡原因の構成と死亡のところのホームページなんですが、岩出市では自殺された方が38名、統計上、2012年から14年のデータなんですけども、今言われたのは、ちょっと新しい数字なんで、これと比較してどうなのかなと思うんですが、減少しているのか、それとも増えているのか、この時期から、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、自殺対策については、和歌山県が自殺対策計画というのを平成30年に策定して進めておるんですけども、いわゆる全国的に見て、和歌山県の10万人当たりの自殺率は21.2%、全国平均が16.1%ですから、全国最悪の実態になっておるということで、県としても、この問題に積極的に取り組むという現れであろうと思うんですが、これを受けて、各市町村自治体、これの手だてを岩出市においては和歌山県の対策と連動して、具体的にどういうことをやっているのか。今ではのぼりを立てるとか、ホームページとかというようなことを言われるんですが、實際上、これは市民と市民の間の希薄化によって孤立をしているという老人が非常に増えてきておると。そういう実態の中で、これをどのように改善するのか。

従来は長屋という制度があって、井戸端会議とか、そういう形で、隣近所との連携なり、話し合いとか、いろいろな様々なことが話題に上って、いざというときには、お互いに力を合わせてというような状況があったと思うんですけども、今日、1軒



の建て住まいによって、地域との交流が非常に欠けていると言われている中で、そこら辺はどのようにしていくのか。我々の課題でもありますし、岩出市の課題でもあろうと思うんですが、そこら辺について再度お聞きをしたいと思います。

それから、法定相続人の問題ですが、孤独死されますと、法定相続人を割り出していくのに非常に時間がかかりますし、法定相続人がゼロの場合は、国庫にその全ての財産が渡るという状況にあります。債務、債権があった場合に、財産管理人を選任して、その財産管理人が処分をして、必要な債務を払った残りをまた国のほうに収めるという手続になろうと思うんですが、そういう件数は岩出市において、今まであったのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質問についてお答えいたします。

今まで財産管理人を選定して、余ったら納めるというようなケースがあったかどうかということでございますが、岩出市においては、今までそのようなケースはございません。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問のまず1点目の2012年から2014年の自殺者が38名、これが多く、現状と比べてどういう増減になっているのかということなんですけども、平成24年から平成26年の3年間の個別の数字というのは、ちょっと今手元にはないんですけども、単純に3で割りますと、1年当たり12人ずつぐらいということで、現時点では、それぞれ平成27年以降は1桁台、多いときで9人、少ない年で5人ということで、減少傾向にあるというふうには理解できるとは思います。

2点目の自殺について、地域の交流が少ないから、そういうふうなことが起きているのではないかということなんですけども、まず、自殺と孤独死、2種類あるとは思いますが、自殺につきましては、40代、50代の自殺の背景には、一般的には不安定な雇用形態やリストラ、あるいは社会的な孤立などの影響があると言われておりまして、岩出市では経済的な理由などにより、生活に困り事や不安を抱えている方に対する支援策として、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業を実施しておりまして、ウェブサイトや広報で相談窓口の周知を図っております。

また、生活に困窮される方が速やかに相談窓口につながるよう、生活福祉部各課のみだけではなくて、市が徴収する税や各種料金などの担当課とも連携を深め、生

活困窮の対象者の把握に努めているところです。

今後関係各課、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等、関係機関と連携を図りながら、支援が必要な方の把握に努めてまいります。

また、自殺ではないんですけれども、孤独死されている方につきましては、その対策についてなんですけれども、孤独死は孤立が生み出す問題であると言われており、65歳以上の高齢者に多く、少子高齢化の進展により、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、今後も増加していくことが懸念されております。しかしながら、若い世代にも孤独死の事例はあることから、孤独死の問題を考えていくことは大切であると認識しております。

地域で孤立しやすい高齢者や障害のある方などを自治会や民生委員・児童委員をはじめ、民間事業者等と連携を図りながら、重層的に見守る体制があれば、少しでも防ぐことができると考えます。

本市におきましては、民生委員・児童委員等と連携するとともに、民間事業者との見守り協定を締結し、地域での見守りを行っているところです。もし孤独死となった場合であっても、地域での見守りがあれば長期間発見されなかったということ可以避免することができます。

今後も引き続き地域での見守り体制の強化に努めてまいります。

自殺に対する県との連携についてですけれども、県の計画に従って、連携しながら対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、部長が県の方針に従ってということですが、県の計画期間、併せて数値の目標についてはどのように理解をされているのか。これを達成するために何をすべきかということなんです、ここら辺についてお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

県の数値のほうは、現在、資料等持ち合わせがございませんが、市としましては、自殺自体は市民一人一人が自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があり、その原因というのは、いろいろ様々なものがあると考えています。保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携が図られ、住民の暮らしの場を原点としつ

つ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、総合的に推進していく必要があると考えております。

誰でも自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということを認識し、危機に至った人の心情について正しい理解を深め、危機に至った場合には誰かに援助を求めるということが適切であるという共通認識を持っていただけるよう、市としては、自殺予防の対応について、市民の皆様にも周知、啓発に努めているところであります。今後もさらなる周知、啓発、また各種相談窓口にも対応するという事で、県と協力しながら適切な支援につなげていきたいと考えております。

○田畑議長 これです、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告4番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

1番目、多文化共生社会についてお伺いいたします。

多文化共生社会とは、国籍や民族の異なる人々が、お互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会であります。日本の外国人定住者の数は年々増加しています。岩出市でも外国人と思われる方々を時々見かけるようになりました。本市の外国人の人口は、平成27年は275人、平成28年は290人、翌平成29年は328人、そして平成30年は348人、令和元年は388人、本年、令和2年は432人と、毎年二、三十人ずつ増加しています。

その反面、日本人の人口は少しずつ減少しています。プラスマイナスで市の人口は若干の増加というのが現状です。今後、本市の活性化は、日本人と外国人が共生しながら行っていくことが求められます。

1点目の質問としまして、本市在住の外国人の実態と外国人が増えることで考えられる課題について伺います。実態につきましては、国別人数、職業別人数をお教えください。

2点目としましては、外国人を親に持つ子供は、家庭では日本語の習得は難しいと思われれます。日本語指導の必要な子供に係る現状と課題についてお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員の多文化共生社会についてのご質問に、一括してお答えいたします。

まず1点目でございますが、令和2年8月31日現在の住民基本台帳における外国人の国籍別人口は、25か国432人であり、韓国が109人で最も多く、全体の25%を占めております。次いでベトナム84人、中国59人、インドネシア44人、フィリピン43人ほか20か国で93人となっております。

職業別人数は把握できませんが、在留資格別の人数につきましては、機能実習1号から3号の方が最も多く112名、次いで永住者98名、特別永住者93名、ほか12資格129名でございます。

課題としましては、外国人が地域社会で生きていくためには、お互いの文化や宗教の違いを理解するとともに、日本語でコミュニケーションが図れることが必要であると考えており、教育委員会としましては、日本語教育の必要性について認識しております。

次、2点目です。現在、岩出市立小中学校には、小学校8名、中学校1名、国別には、中国、シリア、モンゴル、インド、フィリピン、台湾からの児童生徒が在籍しております。9名とも日本語で十分会話ができる状態で、授業にも影響ないものと聞いておりますので、現在のところ、課題は特にありませんが、日本語指導が必要な児童生徒が入学してきた際には、日本語指導教員の加配を県教育委員会に要請し、日本語学級を開設してまいりたいと考えております。

なお、市内保育所、保育園、こども園、幼稚園には、14名の外国人が在籍しておりますが、いずれの園児も日本語で十分会話ができるということでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 外国人住民が日本で安定して就労し、生活していくためには、やはり日本語の習得が不可欠です。そのためには、日本語教育の推進が必要と考えます。岩出市には、地域の方々と近畿大学の学生さんや先生がボランティアで運営する「多文化オアシスにほんごおしゃべり会」というのがあります。活動内容は、日本で生活するために必要な言葉である日本語を使っておしゃべりしながら、日本語、生活、文化について勉強しています。また、子供の学習サポートも行っています。

ボランティアの方々に外国人の支援をしていただいているということは大変ありがたいことではありますが、行政としても日本語教室の開設やボランティア組織との協働で支援を行うことについての考えをお伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、公民館を利用して、ボランティアで、中国、台湾、フィリピンなど、主にアジア圏から来日している方の日本語指導や企業などからの依頼を受けて出張指導も行っている団体があり、教育委員会では、団体の代表の方と協議し、日本語指導のボランティア養成講座の開催を検討していましたが、講師との日程等が合わず、今年度の実施は見送っているところでございます。

現在、この団体では、新型コロナウイルス感染症感染防止の関係で大々的な募集はしておらず、従前の生徒を対象に、小規模で実施回数を減らして活動されているようですが、今後、新型コロナウイルスの感染の状況を見て、より多くの外国人の方々に指導していきたいということでございます。

教育委員会としましても、新型コロナウイルスの収束状況を見て、日本語指導のボランティア養成講座の開催を検討してまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 2番目の質問に移らせていただきます。

コロナ禍の中、学校の先生の業務は平常時の業務に加え、新型コロナ感染対策で、机や椅子、またドアノブなど手でさわるところの消毒や、また長引いた休業による学習の遅れを取り戻すための対応など、相当の負担があります。

そのような教員負担を軽減するため、政府は令和2年度第2次補正予算で、人的支援を大幅に拡充いたしました。6学級以上の全小中学校で、1校につき1人のスクールサポートスタッフの配置を実現するため、2万600人分の予算を盛り込みました。

また、学びの遅れに対応する学習指導員についても、6万1,200人分を確保しているとのこと。令和2年度の補正予算を活用して、新たに配置したスクールサポートスタッフと学習指導員の人数をお伺いいたします。

次に、ネイティブスピーカーから英語教育を受けるというのは、子供たちにとってわくわくする楽しみの授業ではないかと思えます。新型コロナウイルスの影響で、

海外との交流が難しい現状ですが、A L Tの確保の見通しについてお伺いします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員のコロナ禍の中、学習保障についてのご質問の1点目、2点目について、一括してお答えいたします。

まず、1点目についてですが、国の2次補正による学習保障の必要な人的体制の強化を受け、市内小中学校では教員の加配は、小学校に2名、学習指導員は各小学校1名ずつと中学校1校の計7名、スクールサポートスタッフは2名と、8月末より順次追加配置をしております。

続きまして、2点目のご質問にお答えいたします。現在、中学校のA L T 1名については、引き続き在籍しておりますが、小学校のA L Tについては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、やむなく令和2年4月20日付に退職し、帰国してございます。A L Tの確保については、一般財団法人自治体国際化協会や総務省、財務省、文部科学省が協力して実施しておりますJ E Tプログラムという事業を活用し、海外からA L Tをあっせんしていただいております。新たなA L Tについては、9月に来日する予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策として、現在、外国人の入国は制限されている状況であり、国からの通知では、日本入国に必要な手続を取ることが可能となった場合に、当該国から順に招致を開始することを想定しているとされてございます。

したがって、現在はその進展を待っているという状況でございます。いずれにしましても、議員ご指摘の加配教員、学習指導員、スクールサポートスタッフなど、今後も人材確保に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 本年6月の学力調査によりますと、3月からの新型コロナウイルスの影響による臨時休業で、小中学校ともに学力の低下が見られるとのことですが、学力向上に向けた対策について伺います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

学力調査の結果は、各校で個別の成績を分析して、必要な補充学習を始めております。小学校は、各週の補充学習の時間や放課後に、中学校は放課後補充学習と9

月19日から20回開催を予定しております土曜学習教室で学力補充を行います。この取組の結果検証は、12月に予定されております和歌山県学習統括度調査の結果で行う予定でございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田議員。

○奥田議員 3番目の質問に移ります。防災・減災についてですが、この質問につきましては、尾和議員の質問と重複する部分もありますが、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

近年、大規模震災、大規模水害、また、大規模風害と想定を超える災害が頻繁しています。新型コロナウイルスへの感染リスクが伴う状況において、地震や風水害などの自然災害が発生し、避難所を開設、運営する際には、万全なる感染症対策が不可欠です。

そこで、1点目としてお伺いします。コロナ禍における安全・安心な避難所運営の対応策について伺います。

次に、被災者支援システムについて伺います。

他市では、災害時に備え、平常時から被災者支援システムを運用するとともに、事象に合わせたカスタマイズを行うことで、様々な業務で柔軟に活用しているとのことです。平常時の運用については、災害時に即座に対応できるように定期的にデータの更新を行い、被災者支援システムを常時稼働させているそうです。また、業務に合わせた独自のカスタマイズを行うことで、短期間での対応を要する業務につきましても、被災者支援システムを応用して、積極的に活用しているとのことです。

例えば、新型インフルエンザのワクチン接種申請や、避難者受入台帳、臨時福祉給付金、年金生活者支援金の給付システムなどに応用して活用しているということです。本年は新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金の給付システムにも転用し、活用したとのことです。発災時だけの活用にとどまらず、平常時にも活用できれば大変有益なツールになると思います。

そこで、2点目として、本市においては、被災者支援システム導入後、どのように活用されているのかをお伺いいたします。

次に、内閣府では、第4次男女共同参画基本計画及び防災基本計画において、予

防、応急、復旧、復興等のあらゆる局面において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、防災、減災に係る意思決定の場への女性の参画を推進するよう求めています。

東日本大震災においては、女性用の物資が不足したとか、授乳や着替えをするための場所がなかったなど、物資の備蓄、提供や避難所の運営について、女性に対して十分な配慮がされず、様々な課題が生じました。平常時から、地方防災会議における女性委員の割合を高めることや地域防災計画の作成、修正に際し、男女共同参画の視点を反映することが重要と考えますが、本市における防災会議の委員に占める女性の割合と目標について伺います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 奥田議員ご質問の3番目、防災・減災についての1点目、コロナ禍における安全・安心な避難所運営の対応策はについてお答えいたします。

災害時における感染症対策を含む避難所運営については、和歌山県が作成した市町村避難所運営マニュアル作成モデルの改定に合わせ、避難所運営マニュアルを本年6月に改定し、避難所における感染症対策についての対応を規定してございます。

具体例を申し上げますと、避難者スペースについて、世帯ごとに2メートル程度の距離を空ける、手洗い等の手指消毒や不特定多数の接触箇所の消毒徹底、発熱等発症者用スペースの設置などがございます。また、間仕切り段ボールを追加配備し、さらなる感染予防対策も図ってまいります。

次に、2点目の被災者支援システム導入後の活用はについてですが、被災者支援システムは、令和元年11月に導入し、住民基本台帳情報の取り込み等の事前提出を実施しております。現時点で、当システムを活用すべき大規模な災害は発生していないものの、災害発生時には罹災状況の一元把握や各種復旧・復興支援に活用できるよう、システムの利用方法の研究を進めてまいります。

次に、3点目の防災会議の委員に占める女性の割合と目標はについてですが、災害対策基本法に基づく当市の防災会議委員については、条例で定める各関係機関から、現在31名の方にご就任いただいております。うち女性は3名の方にご就任いただいております。防災会議は、市の地域防災計画の策定について協議いただいております。女性委員の目標人数はございませんが、計画策定には男性、女性双方の視点が必要不可欠であると考えております。

○田畑議長 再質問を許します。



奥田議員。

- 奥田議員 6月に改定した避難所運営マニュアルでは、避難所における感染症対策として、発熱等発症者用スペースの設置や世帯ごとに2メートル程度の距離を空けると規定されていて、間仕切り段ボールも配備されているとお答えいただきました。これらの3密を避けるための対策を行うためには、今まで以上に広いスペースが必要になると考えられます。

そこで、分散避難に対する考えをお聞きかせください。

そして、第4次岩出市男女共同参画ハーモニープランによりますと、地域防災の推進に当たっては、計画策定や避難所運営等の災害対応において、男女双方の視点が反映されるよう女性の参画を促進する、災害復興時において、男女が協力し合えるよう日頃から男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組むと明記されています。

現在、条例で定める委員が31名いらっしゃいまして、うち3名が女性委員ということで、割合にしますと10%弱になると思います。目標人数は決めてはおりませんが、ハーモニープランにもありますように、男女共同参画の視点が組み入れられた防災対策に今後取り組んでいただけるよう期待したいと思います。

- 田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

- 木村総務部次長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

分散避難につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の影響下においては、避難所での密を避けるため、避難所開設箇所を増やすため、各小中学校での対応を可能とし、また、広報7月号と同時に配布しましたチラシ、災害時の避難についてに記載しております、親戚、友人、知人宅への避難も必要であると考えております。

また、大規模災害時において、避難所が不足した場合の対策として、市内2か所のホテルと協定を締結したところです。

また、防災会議の男性、女性双方の意見ということですが、今後も双方の視点を取り入れた会議に努めてまいります。

- 田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

- 田畑議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告5番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この9月議会では、コロナ禍における国の介護事業所に対する介護報酬上乘せ特例措置について、公共交通機関の充実改善について、敬老会事業についての3点を質問します。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、介護報酬上乘せの特例措置について質問をします。

今回、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症拡大による減収対策として、介護保険におけるデイサービスやショートステイ事業者に対して、介護報酬の上乗せを認めるとした特例措置の通知が出されました。特例措置は、事業者が利用者から事前の同意を得ることを条件に、例えば、通所系サービスでは、提供サービス時間より2段階高い介護報酬を月4回まで算定できます。介護報酬の上乗せは、所得による1割から3割の利用料負担増額につながってきます。この国からの通知に対しての岩出市としての見解、どのような見解なのかをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、特例措置を活用して、介護報酬を引き上げるかどうかは、各事業所の判断に任されていますが、利用者には筋違いの負担増が強いられることとなります。岩出市として、この負担増に対してはどのように考えているのか、市の認識をお聞きをしたいと思います。

3点目は、本来ならば利用者に負担をさせるのではなく、国による公費負担とすべきだと考えます。現在、コロナ禍で介護事業者は赤字に苦しんでいます。利用者に筋違いの負担を押しつけるのは許されないと。

飯田市では、補助金交付制度がつくられています。飯田市は利用者の負担増なく、介護事業者を支援するため、特例措置を算定しない事業者に介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を交付するものです。市内の通所系サービスとショートステイサービス計87事業所に総額8,100万円を補助するもので、国の特例措置を算定していない事業所の7月から来年3月分のサービス提供分が対象とされている制度です。飯田市では、補助金を出す必要がある理由の概要説明資料の中で、国の特例措置の課題として、サービス事業者から利用者に対して、通常とは異なる介護報酬を請求する明確な根拠を示すことができない。利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者と得られない利用者との不公平が生じる場合があると指摘をしています。また、受けていないサービスの利用料を払うのは納得できないと、こういう点があるとされています。利用者の負担増なく、介護事業者を支援するため、補助金を交付する制度の導入に、こういう理由から取り組んでいます。

岩出市でも、この飯田市の取組に学び、制度をつくるべきではないかと考えます。根本的には、国が公費によって介護事業者や医療機関の減収を補償することが欠かせませんが、当局の見解についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 増田議員のご質問の1番目、介護報酬上乘せ特例措置についての1点目、特例措置に対しての市としての見解はにつきましては、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いとして、通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所については、介護支援専門員と連携の上、利用者からの同意が得られた場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、加算の算定や報酬区分2区分上位の介護報酬を算定する取扱いが可能とされています。市としましては、国の制度に基づくものであり、利用者の同意を得なければ算定できないとなっておりますので、国の示す取扱いのとおりとしています。

2点目の利用者には筋違いの負担額が強いられていますが、市の認識はにつきましては、本人の同意が得られなければ算定していないと事業所から聞いています。また、今のところ、市やケアマネジャーに対し、利用者からの苦情や問合せがないことから、筋違いな算定であるとは認識しておりません。

3点目の補助金交付制度の導入につきましては、現在のところ考えておりません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 自治体の長の受け取り方という観点から、市長に私はお聞きをしたいんです。市長自身は、国による今回のこの制度、筋違いという形の中で、利用者にご利用料を払わずと、こういう制度だというふうに私は思うんですが、この筋違いというような形の考え方、これは市長自身がお持ちなのかどうか、これが1点目。

もう1点は、飯田市周辺の自治体の担当者、この方なども幾つか聞かれているそうです。その中では、根本的に道理のない制度で、利用者に理解をしてもらえない、コロナ対応を利用者にも押しつけている、矛盾がある制度だ、こういうことが現場の担当者からも、幾つもの自治体の担当者からも、こういう声が聞かれています。岩出市の担当者として、今回のこの制度、道理があるのかないのか、担当者としての認識はどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の筋違いではないかと、こういう意見に対して、市長はどう思っているのかということでもあります。そもそも国の制度に基づくものでございますので、筋違いであると、こういうことは思っておりません。

それから、理解してもらえないのか、押しつけではないのかということですが、これは施設によって特例措置を取っているか取っていないかというふうな、施設により異なっておりますので、そういうふうには考えておりません。

○田畑議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 担当者として、道理が通っているのかどうかということなんですけども、ただいまの副市長の答弁どおり、市としましては、国の制度に基づくものであって、利用者の同意を得なければ算定できないとなっておりますので、特に筋違いであるとか、あるいは道理が通っていないというような認識は持ってはおりません。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 非常に残念な答弁が続いたわけです。市長にもお聞きしたんですが、どういうわけか副市長がお答えになるという、こういうこともされましたけれども、いずれにしても、現実的には、岩出市においては全く筋違いではないんだというような認識だということが分かりました。こういう点からいうと、非常に冷たい行政ではないかなというふうにも思います。

実際には、飯田市、こういうところでは、やはり市民の立場に立って、市民目線で考えているわけなんです。実際には、サービス事業者から利用者に対して、通常とは異なる介護報酬を請求する明確な根拠を示すことができない。利用者の同意が前提であるために、同意を得られた利用者と得られない利用者との不公平が生じる場合がある。こんな理不尽な制度だからこそ、市民生活を守るために、制度を実施してきている。

改めて、市長にお聞きをしたいと思います。こんな理不尽な制度を押しつけてきていますが、岩出市として改善の対策、これ改めて考えないのかどうか。併せて、今、コロナ禍の中で、今、介護事業者、また職員の皆さんなんかは一生懸命コロナ対応で、まさに命を削っている、こういう状況がやっぱりあるんですね。そういうところなんかでは、やはり市としても、職員さんなんかに対してPCR検査なんか

も併せて支援する、こういうことなんかも考えてはどうなのでしょう。この点を改めて、この制度の、まさに加入者に利用料を押しつける、こんな筋違いに対して、温かい支援策、これは取る考えはないのでしょうか、改めてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

議員のご質疑の件ですけれども、そもそもコロナ禍で介護事業者に赤字があり苦しんでいるということで、利用者に筋違いの負担を押しつけているということでございますが、そもそも、やっぱり根本的には国の方針によって、介護事業者や医療機関の減収を補う、補償すべきものであると、こういうふうと考えておりますので、補助金等の交付制度についての導入の考えはございません。

○増田議員 市長は何で答えてくれないの。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

○増田議員 議長、市長という形で質問しているのに、なぜ市長が答えてくれないのか。

○田畑議長 副市長が答えてますから。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員 次に、公共交通機関の充実について質問をいたします。

この問題については、これまでも何度も取り上げてきました。この間、長期基本構想にも公共交通の利便性を図るとしながらも、現実的には市民の移動手段の改善が図られてきたのかという点では、市民の願う方向には進んできていないのではないかとと言えるのではないのでしょうか。

公共交通に関するアンケート調査も行われてきましたが、そこからどのような面が岩出市に求められているのか。どの点を改善しなければならないのか。市民が願うことをどう研究や調査をしなければならないのか。参考となる自治体はないのか。市民がどのような場所への移動の目的を持っているのか。移動手段でどのような方法を取っているのか。高齢化も進む中で、人口5万人都市である岩出市において、どのような交通網や交通体系が求められているのか。しっかりとした議論が求められますし、市としての分析や問題点を明らかにしていく必要が求められています。

多くの自治体で高齢化に伴う施策としても、移動手段の改善の一環としても、公

公共交通施策の充実が図られてきていますが、岩出市として、公共交通改善に対しての基本的な考え方、取組をどのように認識しているのか、この点をまず最初にお聞きしたいと思います。

2点目として、毎年、市政懇談会でも市民から公共交通機関の改善を求める声が上がってきています。当局は、岩出市公共交通の協議会があるので、市民の声を議論して取組を進めていくということはよく言われますが、利便性を図る上でどのような取組を進めようとして考えているのか、この点をお聞きしたいと思います。

3点目として、岩出市地域公共交通確保維持改善計画が作成されてきています。しかし、この計画では既存のバスルート等の改善面しか検討されていません。既存のバスルートなどの改善だけでは、市民生活改善は図れません。だからこそ市政懇談会で移動手段の改善を求める声が上がってきているのです。

市民は、他の自治体で取り組まれているように、デマンドタクシーをはじめとした新たな公共交通機関の導入を求めているのです。岩出市として、新たな公共交通体制を確立する制度導入や議論を行うべきですし、調査や研究に取り組む必要性があります。新たな公共交通施策に対しての市としての見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 増田議員ご質問の公共交通機関の充実改善について、1点目から3点目まで一括してお答えいたします。

岩出市では、平成21年に岩出市地域公共交通協議会を設置し、地域公共交通確保維持改善計画に基づき、住民がより利用しやすいバスルートやバス停の見直しなどに取り組んでまいりました。特に巡回バスに関しては、買物や通院など、地域内の日常生活の移動手段として、住民に利用していただき、より利便性の高い巡回バスネットワークとして確保維持しなければならないと考えており、また、巡回バスネットワークについては、地域間幹線系統のバスやJRとの接続も可能となっていることから、市外への広域的な移動にも必須のバスネットワークであると考えてございます。

公共交通施策の取組を進める上で、バス利用の現状を把握することは必要であることから、運行の検証につきましては、毎月、運行事業者から報告される運送人員の推移のほか、利用者の日常の交通行動や利用状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年10月には、バス利用者の傾向や特性等を把握するため、アンケート調査の実施を予定してございます。

現在の巡回バス運行ダイヤは、平成28年4月1日に改正され、利用者の方にも広く浸透してきております。現時点で大幅なダイヤ改正を行う考えはございませんが、アンケートの調査結果による利用者ニーズの把握や市政懇談会で寄せられたご意見、ご要望などを参考に、地域公共交通協議会において、引き続き研究を行ってまいります。

最後に、デマンドタクシーについての制度導入の議論をとということではありますが、デマンドタクシーは、タクシー車両を使用する予約型の公共交通であり、高齢化や過疎化が進んだ地方部において、路線バスやコミュニティバスの補完路線として自治体で採用されているところもありますが、一方では、1人当たりの予想コストが割高となり、需要増大による費用負担の増、また反対に利用されない、さらには一般タクシーとの差別化を図る必要もあることから、デマンドタクシー導入の考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今、新たにアンケートを実施するという事なんかも、この間、明らかにされてきて、実施については10月に行うんだということが言われました。このアンケートについて、前回のアンケート内容面、この内容面、前回からどのように改善した内容になっているのか。また、どのような調査分析、これを改善して調査する内容になっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

2点目は、今年実施するアンケート調査を受けて、当然、結果内容が報告される会議、結果をもとに求められている施策を調査検討する会議、市民に対してアンケート内容を基に、公共交通機関改善策としての課題と取組の方向を取りまとめる会議、地域公共交通協議会として問題点や改善策を議論する会議、こういった会議、少なくとも何回か開催される必要性が求められるものです。今後どのように対応していく予定となっているのか、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、新たな公共交通機関の施策に対して、当局自体、本当に市民生活向上において、何が必要なのか調査研究、これを積み上げていくという、こういうこと自身の考え方自体がないのではないのでしょうか。地域公共交通協議会頼みになっているというような感じも見受けられますが、先ほど少し言われましたけれども、市の独自調査という点、この点ではどのようなになっているのでしょうか。現実的に、

地方部だけではなく、大都市でもこういったデマンドタクシーという制度を実施しているところは、それはあるわけですね。この点について市の考え、対応面についてはどのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、岩出市の地域公共交通確保維持改善計画、これを取りまとめたのは副市長です。議論というところを見れば、この協議会の開催状況と主な議論、平成29年、平成30年と書かれているんですが、平成29年3月13日、平成29年度協議会予算案について、書面による決議を行い、承認を受けた。平成29年6月12日、岩出市地域公共交通確保維持改善計画についての概要説明を行った。後日、書面による決議を行い、承認を受けた。平成30年3月13日、平成30年度協議会予算案について書面による決議を行い、承認を受けた。平成30年6月14日、岩出市地域公共交通確保維持改善計画についての概要説明を行い、承認を受けた。岩出市巡回バス移動円滑化基準適正除外認定申請について説明を行い、承認を受けた。これが協議会の開催状況と中身です。

このような文面を見る限り、しっかりとした議論や調査、これされているというふうには、私はやはり見えないんですね。これ会長として真剣に、こういうような形として議論をしてきたと、そういうような認識を持っておられるのか。また、議論をされてきているのであれば、その議論の中身、どういうものが、このアンケートを受けて議論をしてきたのか、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まずアンケート、前回の内容、どのように改善してきたのかということで、前回、平成26年に行いましたアンケートについては、まだ巡回バスというのが知られていないという意見もたくさんございました。それと、あと、バスがなかなか一般の車と見分けがつかないというようなご意見もございましたので、まずは啓発に努めたところでございます。

その啓発としましては、老人の活動、ふれあい学級等での啓発、それから、バス自体には、今、バス2台は新しいバスとなり、かなり目立つデザインとなつてございますが、それ以前のは、前から見ると白が多かったということで、フロントガラスの上部、ここに岩出市巡回バスという文字、これを黄色の地に黒文字で書かせていただき、見やすくさせていただいたというところでございます。



また、ルートとしましては、平成28年にねごろ歴史の丘、こちらへ回るようになりました。また、紀泉台バス停、これが西巡回ですけども、バス停を移動して利用しやすくしているというところもございます。

次に、会議の問題点、改善、これにつきましては、先ほど申し上げたような状況でございます。それから、回数、これは何回、回数かというのは、どういう議論がされてきたのかということが必要でございますので、回数ではないと考えてございます。

次に、新たな公共交通、市民生活向上に向かってないのではないか、また、デマンドタクシーという言葉も頂きましたけども、公共交通協議会で市民の方にもご参加いただき、これは地区会長さんにご参加いただき、委員となつていただき、ご意見を頂いているところでございます。デマンドタクシーにつきましては、先ほど申し上げたような予想コストの割高、利用またされないと。それから、一般タクシーとの差別化、これが一番の問題と考えてございますので、現在のところは考えてございません。

それから、改善計画につきましても、先ほど書面決議の部分ばかりをおっしゃっていただいたんですけども、年1回、みんなで集まっていただき会議をしてございます。ここにつきましては、先ほど申し上げたような地区会長の方にも参加いただき、実際の市民の声を頂いているところでございます。

○田畑議長 副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再質問にお答えいたします。

地域公共交通協議会の会長ということで、私、任務を仰せつかっておるところでございますが、書面決議が主になっているので、十分議論されているのかということとあります。まず、結論から申し上げますと、議論されているというふうに考えてございます。

そこで、公共交通施策をどういうふうにしていくかという取組を考える上では、やっぱりバスの利用状況、これを把握するということが重要かと考えています。そういうふうな報告も資料の中にもございます。

それから、毎月、事業者から報告される各バス停ごとの輸送状況、こういうふうなものも資料として提供いただき、どういう目的で乗っているか、こういうふうなものも十分議論されております。

先ほど、総務の次長が申し上げましたとおり、市民からは市政懇談会などの意見も協議会の中で、こういう意見がありましたと、こういうふうな話もさせていただ

いております。そういうふうな議論を重ねる中で、できるものもできないものも、こういうふうなことがあります、許可制度ということになっておりますので。ただ、事業成果としては、バスの更新、3台分更新するわけですが、そういうものであったり、ルートの見直し、バス停の対象の市民からのご意見を踏まえた見直し、それから、JRとの乗り継ぎ、こういうふうなものも必要な部分については検討協議の上、実施される必要のあったものは実施しております。

やはりいずれにしても、重要なのは、市民の方が乗っていただくということが重要であります。市民の皆さんがバス停つくってくださいよというふうな形の要望あるんですけども、さあバス停をつくりますと、なかなかそこで乗ってもらえないと、こういうのが現実として、つくったけども乗らない、こういうふうなケースも見受けられます。そういうふうなことをないように、市民の皆さんには十分周知徹底、PRしていただいて、利用していただけるように努めていきたいと、このように考えているところであります。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 地域公共交通協議会についての議事録も取り寄せました。協議会自体の開催が年に1回しか行われていない年もあります。しかも、開催時間は1時間程度です。開催時間1時間程度の中で、バス停の位置変更の議論なども行われています。また、先ほどころいった議論という部分の中で、改善計画についての概要説明、こういうものも含めて、また議決なんかも含め、承認なんかも含めて、合わせて1時間程度の時間なんです。

十分議論をしたと、当局のほうはしっかり言うんですが、本当にこれで十分議論をしてきたのかどうかというのは、甚だ疑わしいというふうに思うところがあります。実際には、今回のアンケートなんかに対しての一番最初にも言いましたけれども、誰のために、どういう理由から何が求められているのか。岩出市として、本当に何が課題なのかと。そして、求められる施策はどういったものがあるのかということを実際に真剣に調査研究、これを行っていくためのアンケートではないのでしょうか。

毎年のように市政懇談会でも出されている市民からの要望というのは、やっぱり今の既存のバスルートなんかでは、もともと利用しないし、実際に現実に自分の思っているところには、やはり行けていないというような状況があるんだと。だから、こういった状況をやっぱり改善してほしい。そのためにも新たな公共交通機関を考

えてほしいというのが市民の声なんです。

こういった点、実際にはアンケートをもとにした自治体なんかへの調査研究、これを今後どう進めていくのか、この点について改めてお聞きをしたいと思えますし、最初からこういったデマンドタクシーというようなことなんかは考えないというんではなしに、むしろしっかりと、どういうふうになればそういうものが実施できるのか、また実現できるのか、これをしっかりと考えていくことこそ、今の岩出市に求められているんじゃないでしょうか。このことを最後に質問させていただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 増田議員の再々質問にお答えします。

デマンドタクシーの制度導入の検討、これを再度要求するというところでございます。デマンドタクシーを導入、仮にした場合は、路線バスやタクシーなど、既存の公共交通等の利用を減少させてしまうと、こういう懸念もあります。また、新たな交通政策を進めるに当たっては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、導入する制度に対するメリット・デメリット、こういうふうなものについても検討する必要があります。このことから、デマンドタクシーの導入については考えはございません。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開します。

休憩 (14時42分)

再開 (14時55分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田議員。

○増田議員 次に、敬老会事業について質問を行います。

今年はコロナ禍による影響下において、夏まつりをはじめとして各種事業の中止が余儀なくされました。敬老会においても、早々と中止が決定されてきたところです。これまでは敬老会事業に参加される皆さんにお弁当が配られてきました。今回、コロナの影響で敬老会自体が中止となれば、地元企業の皆さんが作られてきたお弁

当の必要性がなくなるところでした。市当局として、敬老会自体は開催されませんが、地域経済に寄与していく、地元企業を支援する上においても、検討された結果、今年度は高齢者の方にお弁当を配布することを決めました。

同時に、弁当配布事業とともに、クーポン券配布事業に取り組まれてきたところですが、今回、コロナの影響の下での事業実施における市としての問題認識という点については、どのように捉えてきたのかという点をお聞きしたいと思います。

2点目として、今も言ったように、例年、敬老会は参加者に弁当が配布はされてきましたが、今回、クーポン券を配布することで、敬老会に参加できない方との不公平感というようなものは改善されてきたと考えますが、来年度以降も参加できない方にもクーポン券を配布するのでしょうか。実際には、これまで行われてきた敬老会事業に対する考え方というのが変わってきたという点は評価するんですが、こういう点について、今後の対応面、お聞きをしたいと思います。

3点目として、今回、お弁当やクーポン券は、公民館などに受け取りに行くという体制で事業に取り組まれています。その理由は、同じようにしなければ不公平感が出るからというものでした。しかし、市民からクーポン券は各家庭に送付できるものであり、郵送対応への改善はできないのかという声なども出ていました。また、私自身も対応の改善面という点の申入れなんかも行いましたが、今後には生かす教訓とすべきだと考えますが、市の見解についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目の敬老会事業についての1点目、事業実施における問題認識はどう捉えたのかについてお答えします。

毎年、長寿をお祝いするために開催している敬老会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症予防及び対象者の方の健康と安全を最優先に考え、開催を中止しました。

今回の事業は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内飲食業の活性化を図るため、及び同じく新型コロナウイルス感染症のため中止となった敬老会対象の方の長寿のお祝いとして、お弁当または市内飲食業生活衛生同業組合で使用できるグルメクーポン券（お菓子つき）を配布することとしています。

お弁当などの引換場所については、できるだけお住まいの近くの公共施設を設定し、かつ感染拡大防止の観点から、できるだけ密閉、密集、密接の3密を避けるよう、これまでの敬老会のように1か所での配布ではなく、地区等を3日間に分け、

計22か所の引換場所を設定しました。

次に、2点目、来年度以降も参加できない方にはクーポン券を配布するのかと、3点目、クーポン券は送付できるものであり、今後に生かす教訓とすべきと考えますが、市の見解はについてですが、この事業は今年度限りの事業として考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 現実的には、クーポン券については今年度限りということですが、この点は、私は非常に残念に思うんですね。今も言われたんですが、地域の業者のための活性化事業という点と併せて、長寿のお祝いということも兼ねているんだということを生福祉部長言われました。その点から考えると、なぜ今年度限りというふうにするのか、私はよく分からないんですね。一番最初も言ったんですが、これまでは敬老会事業、これは実際にはされてきて、本当に市民の皆さんにも喜ばれていると思うんですね。

しかし、残念ながら、敬老会に参加されていないという方なんかには、やはりそういう方への視点というのがなかったんですね。そういう点からは、長寿のお祝いという視点から見ると、なぜ今年度限りなのか。来年度以降も、やはりこれは参加できないというような方に対しても長寿のお祝いという意味も兼ね合いも含めて考えれば、当然続けていくべきものじゃないかなというふうに思うんです。

その点から考えたら、どうして当初お弁当だけだったのが、クーポン券を配るようになったのかと、改めてその理由、これをお伺いしたいと思います。

それと、現実的には、担当の方にも聞いたんですが、不公平感が出るんだというようなことなんかも言われました。郵送対応できないのかなということと、それと、そういう点では取りに行ける人と取りに行けない人というのが現実的にあるんですけども、その点で不公平感という点については、どのようにお考えなのかという点、これもお聞きしたいと思うんです。

それと、3回に分けて22か所で配るんだということなんか言われているんですが、部長も言われたんですが、3密を避けるという対応を取るんだと言われているんですが、この対応については、3密を避ける対応、この点については、どのような考えでお弁当の配布やクーポン券を配布していく、そういうような対応を取っていくのかという点、この点をお聞きしたいと思うんです。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長　まず1点目のどうしてクーポン券を配るようになったのかなんですけれども、今回、この事業を考えるに当たり、従来、お弁当を作ってもらっていました飲食業生活衛生同業組合の方とも話を詰めたところ、従前よりもお弁当の作成個数がかなり増えることが予想され、全てをお弁当で賄うのが非常に難しいというご意見も頂きました。また、お祝いの品として、本来は敬老の週間にお弁当を食べてもらうのが市としての本意ではあるんですけれども、広くお弁当を作っている業者さん以外の飲食業のレストランとか料理店の方を支援するという目的で、クーポン券を選択できるようにいたしました。

続いて、2点目の取りに行けない人に対しては、どのように考えているのかなんですけれども、取りに行けない方で想定される方というのは、独り暮らしの方であるとか身寄りのない方とか、障害のある方とか、ご高齢で運転免許証等を返納されている方などが想定されるんですけれども、そういう方に対しては、引換えに行けないということであれば、ご近所の方など、できるだけなたか代理の方に受け取りをお願いしてもらおうよう、ご説明もさせていただいています。

また、近隣の地域の助け合い、支え合いの観点から、民生委員・児童委員、老人クラブ連合会等、高齢者と関わる関係団体に、高齢者の方への声かけや代理での引き換えなどの協力をお願いしているところです。

3点目の3密を避ける対策なんですけれども、1つの引換場所に来てもらうと、かなり密集するということも考えられますし、また、当然、1つの引換場所から遠い方についてはご不便をおかけするということもありまして、基本的には選挙の投票所の数ぐらいということで、一応市内の地区を22か所に分けて、分散して引換えしてもらうに設定しました。

当日については、並んでいただくときは、2メートルの距離をとって、密接、密集にならないよう配慮して、職員に対応させる予定になっております。

○田畑議長　再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員　敬老会開催の最後に、参加者代表の方から謝辞が述べられますよね。よくこういうことを言われます。私たちは、幸いにもこの場所に元気で参加できていますが、ここに来られていない参加されていない方のことを忘れないでいただきたい、このように述べられてきているんですね。本当にそうだと思います。

だからこそ、こういった市当局の方においても、今回、先ほど長寿のお祝いだと

ということも言われたんですけれども、こういう視点から高齢者の方へのクーポン券の配布、こういう考えをされたのではないのでしょうか。

私は、今年度限りとする理由は全くないと思うんですね。来年度も引き続いてこのクーポン券事業、こういうことを続けていく、やっぱり必要性があるんじゃないかなというふうに思います。最後に、改めて今後も引き続いてこの敬老会、お年寄りに対するクーポン券配布事業、続けていく、こういうお考えはないのかどうか、このことを最後にお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 クーポン券事業、来年度以降もというお話なんですけども、敬老事業については、敬老会の代替事業ということで、今年度、例外的にさせてもらった事業でございまして、来年度以降については、従来、昨年度どおりの敬老会の実施をすることで考えております。

また、長寿のお祝いとしては、従来から、年度末で83歳を迎える方に対して、商品券をお渡ししています。

以上です。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市来議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

まず1つ目は、那賀病院産科休止についてであります。

那賀病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療において重要な役割を果たしています。その中でも産婦人科診療は、子供を安心して出産できる診療科でもあり、岩出市内でお産ができる病院、医院というのがない状況の中、公立那賀病院は、市民にとっても大変重要なところなんです。

現在まで出産できる件数を調整しながらではありますが、お産ができていました。ところが、この9月末をもって産婦人科が休止となることとなり、市民の方から、那賀病院でお産ができなくなることに残念だといった声や、また子供を2人目、3人目と産みたいと、こちらのほうで産みたいと願っていた方々にとって、なくなるのはショックだという、そういったお声を聞いております。

産科医療が休止に至る原因、要因は何かというのを1つ目にお聞きをいたします。

2つ目は、休止に伴う市民への影響をどのように考えているのか。

3つ目は、住民の命を守る立場から、医師確保の取組について、市当局にお聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 1点目の産科医療が休止に至る要因、原因は何かにつきまして、公立那賀病院に問合せたところ、公立那賀病院の産婦人科は、那賀病院だよりや病院のウェブサイトに記載のとおり、本年9月末をもって分娩を休止することです。

なお、分娩に至るまでの妊婦検診については継続されます。分娩については24時間365日のマンパワーが必要となるため、それに対応できる和歌山県立医科大学産婦人科教室の医師不足が起因していると伺っております。

これまで那賀病院では、医師の減少を補うため、派遣元である和歌山県立医科大学に要請するほか、独自に産婦人科医師求人情報を掲載し、公募するなど、人材確保に努めていたものの状況は厳しく、和医大、県医務課等との協議も経た上で、最終的に公立那賀病院での分娩は一旦休止するとの結論に至ったと聞いております。

2点目の休止に伴う市民への影響はにつきましては、現在、岩出市内に分娩可能な病院がない中、公立那賀病院の分娩休止の影響は少なくはありませんが、近隣の和歌山市や紀の川市の産婦人科をご利用いただきたいと思います。

3点目の住民の命を守る立場から、医師確保の取組はにつきましては、公立那賀病院に問合せたところ、一旦分娩を休止しますが、和歌山県立医科大学への働きかけなど、医師確保の取組を継続すると聞いております。

なお、市としましても、市長会を通じ、国や県に要望書を提出しております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 先ほどもご答弁がありましたが、産婦人科医の減少の理由としては、やはり多忙、24時間365日拘束される医療だということ、その割に評価が低いこと、また、訴訟リスクが高い、こうした問題等々が上げられています。産科医の絶対的不足、そのための過密労働による医師の撤退という悪循環が加速していると思うんです。産科医療の危機的状態を打開するためには、そもそもの産科医の絶対数を増やすことと、産科医を辞めない待遇面での改善が必要だと思えます。こうした点で



の市の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

2つ目は、少子化対策をする上で、安心してお産できる環境を支える産科医の存在は不可欠です。県では、和歌山県医師確保計画、令和2年から令和5年までの4年間の計画を立てています。その中にも周産期医療に携わる医師の地域偏在を解消し、安心して出産できる体制を堅持するため、県外からの確保を継続するとともに、県内において、産科の専門研修を行う専攻医を確保することで、産科医師総数を増加させる。派遣機能の強化や勤務環境の改善、地域における若手医師の育成体制の充実を図る、県内への医師の定着を促進し、地域の公立・公的病院で勤務する産科医師を確保、女性医師の割合が高いことから、女性医師が離職せずに継続して勤務することができるよう子育て支援対策などの充実を図るとあります。

市においても、那賀病院にお任せするなく、県に対してもしっかりと医師確保に向けて粘り強く働きかけていただきたいのですが、これについてご答弁を願いたいと思います。

最後にですが、産科医不足になって、産科がなくなるということは、ただ単に、問題があるんですが、それに伴って、もう一つの問題があるということを知っていただきたいんです。産科が一回休止となれば、産科で働く助産師さんがいます。助産師さんは、キャリアアップを図るためには、お産ができる病院へと移る可能性がある。そうすると、助産師が那賀病院からいなくなるという、そういう結果になります。

そうすると、医師が次確保されたとしても、すぐに、じゃあ産科、お産ができる、周産期医療ができる体制が取れるのかということ、また助産師さんを探さなければならないという問題が同時に起きてくると。だから、産科医不足だけの問題ではなく、産科が休止するということは、そういった助産師さんも定着して働けない状況になるということを知っていただきたいと思います。このことについて、ぜひ私は知っていただきたいと思います。こういう問題があるということ提起しておきたいと思いません。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問に対してなんですけども、先ほども述べましたとおり、医師確保計画については、県の医務課のほうで作成しておりますので、引き続き市長会を通じて県に要望をしまいたいと思います。

以上です。

○市来議員 一番最初に言った慢性的な医師不足、市もその考えですか。

○松尾生活福祉部長 すみません。ちょっと答弁漏れがありまして、過密な勤務体系によって産科医が撤退するという背景には、待遇面の改善が必要ではないかということなんですけども、そのことに対して、公立那賀病院のほうにも要請もするとともに、引き続き同じように県に対しても要望してまいりたいと思います。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来議員。

○市来議員 インフルエンザ予防接種助成の拡充を求めて。

これからの季節、新型コロナウイルスの感染が収束しない以上、インフルエンザとの同時流行は避けられません。政府はインフルエンザワクチンを原則として65歳以上から優先的に接種する方針を決めました。10月前半から始め、10月後半以降は医療従事者や基礎疾患がある人と妊婦、小学校低学年までの子供を優先することになっています。

新型コロナとインフルエンザは、発熱やせき、倦怠感などの症状が似ており、見分けがつきにくく、高齢者や持病のある人がかかると重篤になりやすいのも同じです。

一方で、コロナは治療法が確立されておらず、対応も異なります。ワクチンの優先接種により、インフルエンザの患者数と重症化リスクを抑えることができれば、医療機関の負担が軽減されます。

日本感染症学会は、同時流行に備えた提言で、可能な限り両方の検査を同時に検体を採取して行うことを推奨しています。厚労省は、どちらの検査も受けられる検査協力医療機関の整備を都道府県に求めることにしています。新型コロナの検査は、帰国者・接触者外来や地域の検査センターが担っていますが、インフルエンザの症状がある人が殺到すれば、対応し切れなくなるおそれがあるためです。

検査場所が増える利点はあるものの、医療機関は通常の診療と両立させる必要があるため、現場の負担が増えるのは避けられません。また、症状が出てもどこで診てもらえるのか、どこで検査が受けられるのかと、インフルエンザなのか、それと

も新型コロナなのかと心配は重なり、不安を取り除くことはできないでしょう。ではどうすれば最悪の状況が避けられるか、事前に対策は打てるのか、考えなくてはなりません。

そこで、新型コロナの流行とインフルエンザの流行が重なった場合の課題は何かをお聞きをいたします。

2点目は、65歳以上の方の助成についてです。岩出市では、65歳以上の方に自己負担1,500円でインフルエンザワクチンを接種できるよう助成を実施しています。過去の対象者数と接種者数についてお聞きをいたします。

3つ目は、子供の接種費用の助成についての見解です。毎年のように、学校などではインフルエンザで学級閉鎖があるぐらい、感染が広がります。子供のインフルエンザワクチンの助成はありませんが、このコロナ禍の下、助成の考えはないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問のありましたインフルエンザ予防接種助成の拡充を求めている1点目、新型コロナの流行とインフルエンザの流行が重なった場合の課題は何かにつきましては、新型コロナウイルスとインフルエンザは共に発熱やせきなどの上気道症状を呈し、臨床症状では区別ができず、発熱患者がインフルエンザだとしても、新型コロナウイルス感染の可能性がある前提で診察を行うことが必要となるため、例年以上に感染予防などの労力が増えると考えられます。そのため医療機関では、医療体制の混乱、逼迫等が懸念されますので、市民一人一人の予防対策とその周知が重要と考えております。

2点目の65歳以上の方の助成、過去の接種対象者数、接種数、接種率につきましては、1人当たり自己負担額を1,500円とし、例年どおりとなっております。対象者には、9月、今月末に個人案内を予定しております。また、接種者、接種率等につきましては、平成29年度、対象者1万2,012人に対し、接種者6,373人、接種率53.1%、平成30年度、対象者1万2,241人に対し、接種者6,630人、接種率54.2%、令和元年度、対象者1万2,548人に対し、接種者7,093人、接種率56.5%となっております。

なお、65歳以上の方について、助成内容の見直しは考えておりません。

続いて、2番目の3点目、子供の接種費用の助成についての見解はについてお答えいたします。新型コロナウイルスとインフルエンザの流行が重なると臨床症状だ

けで両疾患を鑑別診断するのは非常に難しく、新型コロナウイルスを見逃してしまい、感染拡大につながるおそれがあると考えます。そのような中、治療については、まずはインフルエンザの早期診断、治療がなされるため、インフルエンザワクチンの接種を強く推奨されています。ただ、接種の優先順位としては、定期接種の対象である高齢者、次に医療関係者、基礎疾患などのあるハイリスク者とされています。まずはインフルエンザにおいても、新型コロナウイルスにおいても、重症化しやすい高齢者の方や基礎疾患をお持ちの方を優先すべきだと考えます。

また、子供へのインフルエンザ予防接種ワクチンの有効性、まれに起こる接種による副反応などの健康被害等から、予防接種法におきましては、任意接種として推奨することが適切であるとされています。市としましては、子供の予防接種に関しましては、安全性や有効性をまず第一に考え、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき実施していますので、助成の考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 新型コロナの流行とインフルエンザの流行が重なった場合の課題については、私が先ほど申したとおりと市が見解を示したのは、ほぼ一致するかと思います。どうやって市民の健康を守るのか、また高齢者、また子供たちを守るのかという点で、市がおっしゃるのは、ここでも一人一人の市民の意識や対策を打つことが一番大事だとおっしゃることは分かるんですが、やはり高齢者になる確率が高いと、やはり死亡につながってくるということで考えれば、全国的にも65歳以上の方たちに自己負担なしで受けられるような対策というのが、今どんどんどんどんどの自治体でも出てきています。

私は、岩出市に、毎年やっているのは1,500円で受けられるようになっていますが、コロナ禍においては無料で受けられるようにすることこそ求められるのではないかと考えるわけです。財源は予備費です。予備費を活用して、秋、冬に向けた対策を打つ、これ十分に可能ではないでしょうか。これについて、再度お聞きをしたいと思います。

先ほどもおっしゃられたみたいに約1万2,000人ですか、対象がいて、約53%、54%の方が自己負担があっても受けられているんだけど、ぜひコロナ禍においては無償で受けられるような、そういう対策をするべきだと考えますので、その考えをお聞かせください。

子供のワクチンにつきましては、もちろん推奨されていないと。任意だというこ

とは承知しております。承知しているんですが、子供医療費については、今までは助成がない分、子供医療費については自己負担を1,500円でもいいから任意でも受けれるような形をつくる。子供の数が、一人っ子、2人、3人と増えれば増えるほど、インフルエンザの注射を打つのにお金かかってくるんですよ。であるならば、自己負担は1,500円でもいいから助成を出しながら受けてもらおう。そうやって市民の命を守っていくという対策が必要だと考えますので、それについてお答えを頂きたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 まず、再質問の65歳以上の高齢者の方の自己負担1,500円を無料にしてはどうかというご質問なんですけども、まず、優先してワクチンを接種してもらうのが、医療従事者、基礎疾患のある方、あと高齢者というふうにはなってはいるんですが、無料にすることによって、ワクチンが枯渇してしまうおそれも考えられるということも聞いております。無料にすると、当然、申込者が増えることは予想されることなんですけども、それをすることによって、医療関係者とか基礎疾患のあるハイリスク者に対して、十分に接種できない状態になってしまうことも考えられますので、高齢者については現状のままの1,500円の負担でお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、子供さんに対しては、逆に1,500円の負担で接種できないかということなんですけども、それにつきましても同じ理由もありますし、先ほども述べましたとおり、まれに副反応によって健康被害が起こっているという事態もあるために、法律、予防接種法においては強制接種じゃなくて、任意接種として推奨しているという背景もありますので、子供さんにつきましても現状のままの自己負担で、1,500円ではなくて、自己負担での接種ということをお願いしたいというふうに考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 早い話、無料にしたり、子供のワクチンですよ、それを助成をしたりしたら、ワクチンの数が足りなくなるのではというワクチンの心配をしているんですよ。ところが、ワクチンの心配するのは政府です。この秋、冬に向けて、前々からインフルエンザとコロナがはやったとき、どうなるかという議論はずっとされてきているんです。その中で考えたら、インフルエンザのワクチンを増産、または確

保するというのは、日本政府、厚労省がしっかりとやってないということは、そこが無策だからですよ。

そんなことを心配するのではなく、市民の安全・安心、健康を守るために、岩出市が率先して、65歳以上の人を無料にし、国を動かす、自治体から、そういう役割を果たしてください。

ワクチンの不足を考えるのは政府です。市は市民の健康と命を守るためにどうすれば政府が動くか、それを率先してやっていくのが自治体の役割ではないでしょうか。だからこそ、地の自治体でどんどんどんどん65歳以上の人を無料にするという政策ができてきているんですよ。それでワクチンが足らなくなるというんだったら、どれだけ政府が無策なのか。自治体が政府を動かすような、そういう取組をしていただきたいという思いで、この問題を取り上げています。

再度この問題について答弁を求めます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 65歳以上の方については、現状で1,500円の自己負担をお願いしているわけなんですけども、通常4,000円以上する接種代を1,500円まで引き下げて、65歳以上の方には接種を通知していますんで、現行どおりで今年もお願いしたいというふうに考えております。

また、今年の2月ぐらいから新型コロナウイルスが全国的に蔓延したんですけども、その時期を併せて、インフルエンザの流行については、今年はかなり抑えられたという実績も全国的にはありますんで、65歳以上の方の負担についても従前どおりの1,500円でお願いしたいと思います。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来議員。

○市来議員 3つ目は、少人数学級で子供たちに手厚くよいより教育を。

長期休校後の学校における子供たちの現状についてであります。学校再開後も、コロナ禍においては、感染防止のために狭い教室でどのように密を避けるか、また感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など、児童生徒や教職員にとって大きなストレスになっています。

さらには、コロナ禍の下で、子供たちの生活環境が変化した家庭も多く、子供の心理的变化の気づきや子供たちに寄り添い、話をしっかりと受け止める余裕が現場

では求められていると思います。

長期休校後、学校が再開され、短い夏休みも終わり、子供たちは、これまでに経験したことがない時間を送っています。学校における子供たちの現状等についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、新しい生活様式での身体的距離確保の状況についてです。

新たに9月3日に学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが通知されております。学校現場では、いろいろな対策を打って、子供たちに学習を保障していると思いますが、新しい生活様式での身体的距離確保の状況についてお聞かせください。

3つ目は、緊急事態宣言による3月からの一斉休校後、移行段階で、3密を避けるための分散登校や時差登校が行われました。少人数では、授業は児童生徒や教職員にとってゆとりある経験で、子供からは分からないところをすぐ聞いた。手を挙げやすかった。授業に集中できた。先生といっぱい目が合っただけうれしかった。教員からも、一人一人に丁寧に向き合えた。やはり少人数がいいといったような声が全国各地で聞かれました。

少人数学級は、2011年に小学校1年生だけ1学級35人以下とする標準法改正が行われましたが、その後、10年近く止まったままです。しかし、全国的に少人数学級を求める声は大きく広がり、多くの都道府県レベル、市町村レベルで、独自に少人数学校を導入してきています。

新型コロナウイルスと長期共存する時代、いわゆるウィズコロナの下で、学校の改革が多くの点で求められておりますが、中でも少人数学級の実現は焦眉の課題ではないでしょうか。

コロナ禍により家庭の貧困も深刻な問題です。子供に様々な影響を与え、家庭内のストレスの高まりは児童虐待の増加などをもたらします。子供一人一人を大切に育てる教育、こうした子供を受け止める手厚い教育が必要です。

かつてない学習の遅れと格差に対しては、子供一人一人に丁寧に教えることが欠かせません。学習が遅れた子供への個別の手だても必要です。子供の本音を受け止め、抱えた不安やストレスに共感しながら、心身のケアを進めていくには、手間と時間が必要です。

休校の中で特別な困難を抱えた子供には、より立ち入った心理的あるいは福祉的な面も含めた支援が求められます。子供たちの心身のケアをしっかりと行うことは、学びを進める上で前提となってきます。どこから見ても、教職員増と少人数学級の

実現は待ったなしだと考えます。

日本共産党は、10万人の教員増とそれを活用して、子供に少人数学級をプレゼントしようと呼びかけました。10万人教員増に係る予算は数千億円、これは第2次補正予算に盛り込まれた予備費10兆円の数%にすぎません。この措置を来年度以降、恒常化しても、先進国で最低の日本の教育予算の水準、教育公財政支出の対GDP比は2.9%から3.0%強となるだけで、経済協力開発機構、OECD加盟国平均の4.0%にまだまだ及びません。

国会では、志位和夫委員長が政府に少人数学級の取組を提案し、安倍晋三首相、コロナ後を見据えて検討していきたいと応じました。世論も広がっています。全国連合小学校校長会長は、ウィズコロナ時代では、20人から30人が適当ではと述べています。

中央教育審議会の部会でも、複数の委員が少人数学級に言及しています。このコロナ禍で早急に少人数学級実現を求める声も高まり、全国知事会、全国市長会、全国町村会も少人数編制を可能にする教員の確保を文部科学大臣に要請するなど、全国的な運動になっています。

萩生田部科学大臣も令和時代のスタンダードとして、新しい時代の学びの環境の姿と、特に少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的整備、関連する施設整備等の環境整備の在り方について議論をいただきたいと。8日に文部科学省で開かれた小中高校の教育を考える会議の初会合でも、新型コロナウイルスの影響下で、子供たちが安心して学べるように、少人数学級の導入を進める方向性を示しています。

まず、少人数学級の必要性について認識を聞きたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の3番目のご質問にお答えいたします。

まず1点目についてですが、児童生徒は前向きに学校生活を送ろうとしており、毎朝の検温、マスク着用、小まめな手洗い、給食など、以前とは違う生活スタイルを取り入れようとしてございます。しかし、暑さの中での登下校とマスクを着用しての授業なので、少し疲れている児童生徒が見受けられるとともに、感染を心配して、1日、2日、登校を控える児童生徒もおります。

また、高温のため、外遊びや体育ができないこと、コロナ禍の中、音楽の授業も、レコーダーや歌などが思いっきりできないこともあると聞いております。昨年度、全ての小中学校の普通教室に空調設備を設置したことにより、熱中症に配慮しなけ



ればならない厳しい暑さの中ではありますが、喜んで登校している面も見受けられます。

2点目につきましては、9月3日更新の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルによりますと、マスクをしていない状態では、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取ることとなっており、ほとんどの学校生活場面でマスクを着用しておりますので、問題はないものと認識しております。

3点目につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、全国知事会、全国市長会、全国町村会が、文部科学大臣に早期導入を求める緊急提言書を提出しておりますように、本市といたしましても、新型コロナウイルス感染症の感染対策としては、密という面から考えますと、少人数のほうが望ましいと考えます。

本市の現状を申し上げますと、和歌山県教育委員会の指導方法工夫改善研究指定を受け、標準学級より1学級増えて35人学級となっている学級は、小学校4校で12学級、中学校2校で4学級あります。全小中学校で35人を超える学級は、上岩出小学校の5・6年生の4学級のみとなっており、1学級当たりの人数で、小学校の平均は29.24人、中学校の平均は32.61人となっております。さらに、算数、数学では、少人数加配の活用により、学級を半分に分けて授業を行っている学校が3校ございます。したがって、現段階において、さらなる少人数学級編制は考えてございません。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 少人数の考え方については、コロナ禍によっては少人数のほうが望ましいということは、教育委員会も考えているということは一致できると思います。しかし、現時点で、さらに少人数学級をすることについては、今の状況のままで十分いけてるという判断の下、する必要はないというふうに捉われていると思うんですが、今後、やはり少人数学級というのを本当に進められていく中で、実際にどんどん現実的に引き下げてきた場合に、岩出市として課題となる点というのは、こういったことが問題となってくるのか、この点についてだけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、岩出市の実情は国の基準を上回っておりまして、少人数学級となっております。再質問の中で、これ以上の少人数学級を求める場

合、課題になるのは何かと、こういうご質問でございますが、まず、教職員の数で  
すね、教職員を増やさなければならぬ。それから、教室の確保、現状の学校にお  
いても空き教室のない学校もございますので、少人数学級を推進していくには、教  
室の確保という抜本的な課題があるということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問願います。

市来議員。

○市来議員 4つ目は、子供の医療費の無料化実現へでございます。これまでも何  
度も取り上げてまいりました。子供医療費の無料化は市民の願いです。実施の決断  
を求めて質問をしたいと思えます。

第3次岩出市長期総合計画の策定に向けたまちづくりの中からのアンケート結果  
報告書から見ていきたいと思えます。質問の16では、自分の理想の子供数より実際  
の自分の持った子供数が少ない理由の第1位は、子育て、教育にお金がかかり過ぎ  
ると答えています。特に20代から60代では5割台と高い結果が出ております。

問いの17では、子供を持つ人の出産・子育てに際して、不安や苦勞としては54%  
の方が経済的不安が大きいと答えています。中でも公的な支援制度が十分でない  
と答えていることを看過することはできません。

さらに、問い23では、子供を育てる環境づくりについて、トップに子育ての経済  
的負担の軽減42.1%を上げており、このアンケート結果を真正面から受け止める必  
要があると思えます。

私たち日本共産党岩出市議会も市民の方からアンケート調査を行いました。600  
通を超える返信を頂いています。集計途中ではありますが、その中、537件の集計  
結果から申し上げますと、子供医療費の無料化に対する質問には、今のままでよいと  
答えたのが15.6%、窓口で無料にしてほしいという願いが55.3%、分からないと答  
えたのは17.1%、無回答は11.3%という結果でした。

この回答も子育てをしている方々だけにアンケート調査をしたわけではございま  
せん。幅広い年齢層から返信を頂きました。その結果出た数字となっております。子  
供医療費の無料化にこれまで様々な理由をつけて実施してきませんでした。そう  
言っている場合ではないのではないのでしょうか。

本来は、国が責任を持ち、18歳までの子供の医療費窓口負担は無料として、安心

して子供を産み育てる社会にし、少子化に歯止めをかけるべきである。また、子供だけでなく、誰もがお金の心配なしに安心して医療を受けられる制度であるべきだと私は考えています。こうした考えは、誰もがこれを否定できる人はいないはずではないでしょうか。

取りあえず受診できるだけのお金がないという方の厳しい現実には、ちょっとでも心を動かしたことがありますでしょうか。格差社会が進み、地域間格差も生まれ、このまましておくつもりでしょうか。安心して医療を受けられる、そのメッセージを出すことが、総合計画のいう住んでよかったと言えるまちづくりなのではないでしょうか。多くの住民は総合計画そのものが問う、子供を健やかに育てる環境づくりを進めるため、子育ての経済的負担の軽減を少しでも和らげるべきだと考えています。その市民目線で、この問題を考えるべきであると考えています。

少子化が進んでいるのは、日本全国どこでも同じです。ちょっとでもそれを食い止めたいと思う気持ちで職員も頑張っていると思いますが、その努力を無にするようなことがあってはなりません。市自身自らがアンケートで問い、市民から出された反応に応えないのは、岩出市政を少しでもよくしたいという市民を裏切ることにもつながります。

今こそ真正面から向き合い、市長の決断が求められていると思います。真摯な答弁を強く求めて、1回目の質問を終わります。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 子供医療費無料化実現のご質問にお答えします。

子供医療費助成制度につきましては、本市の子育て支援策の1つとして、子育て世代の経済的支援と子供の健康保持・増進を図ることを目的に実施しております。

これまで議会においても何度もお答えしてきておりますが、子供を取り巻く方々に、ふだんから子供の事故や疾病に対する意識を高めていただきたいこと、将来にわたって事業を安定的に運営していくことなどを総合的に勘案し、小中学生の通院については、一部負担を支払っていただく現行の制度としており、無料化の考えはございません。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

なお、子供医療費助成制度は、本来、国の責任において制度化すべきと認識しておりますので、毎年、全国市長会を通じて、国に対して要望を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 市長は、この問題について、私はしっかり答えていただきたい。政治の責任でこれをやっていただきたいという、その願いを込めて、私はこの質問をしています。とにかくやらない理由をいろいろこれまでも述べてまいりました。結局、無料にすればコンビニ受診が増えるモラルのせい、1割負担をお願いしているのは、子供を病気やけががないように気をつけて、自分の子供にどれだけ医療費がかかっているか知ってもらい、考えてもらうは、実はどんな理由をつけても、全部自己責任論をなすりつけているというふうに私は言いたいんですよ。

子供が病気になったのは親のせい、子供のせい、病院でお金がかかるのは病気になった子供のせいだから、親が見ていなかったから、そういう自己責任論を押しつけるやり方でいいのか、このことを私聞いたいと思います。

向き合ってほしいのは、市民の生活環境や生活実態から見る制度の充実実施です。格差社会や、またコロナ禍で実際に子育て世代の方々も職を失った方、給料が減った方、たくさんいらっしゃいますよ。そういう格差社会とかが広がる中で、この問題を取り組まないという、この自身が私には分からない。

また、地域格差、これは和歌山県内で岩出市だけができてない制度です。この地域間格差もほっといていいのかという点、お母さん方が安心して子育てをしやすくなり、これが安定や出産の促進につながる。病気の早期対応で重症になるのを防ぎ、健康増進や安心の確保につなげることができる。また、若い世代の安定促進により地域経済の活性化、さらには高齢者対策も含めた自治体運営の安定化にも役立つ、こういった視点はありますか。

少子高齢化といっているのであれば、子供を産み育てる環境をつくり、そして安定して住んでもらうことが財政を豊かにし、経済も発展させていく、そういうことにつながるんじゃないですか。そういう意味でも、この制度を実施すれば、もっと岩出市、魅力ある市になると思うんです。

これは住民の願いです。市長、ぜひ決断をしていただきたい。答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

いろいろとご意見あるようでございますけども、子供医療費の無料化についてありますが、この制度については、先ほどから担当部長が答弁させていただいているところでございますが、この事業は、本来、市の子育て支援策の1つとして実施

しているものでございます。市では、このほかにも子育て支援策として、保育の充実や学童保育の充実、また子育て世代包括支援センターの開設による相談体制の強化など、様々な施策を展開しているところでございます。

市といたしましては、今後も子育て支援をはじめ、あらゆる世代に対して、バランスの取れた施策を行ってまいります。

なお、子供医療費助成制度につきましては、子供を取り巻く方々に、子供の健康に対する意識を高めていただきたいこと、将来にわたって事業を安定的に運営していくことなどを総合的に勘案し、現行の制度で推進していきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 また市長が答弁していただけませんでした。これやるのに、財源はあと2,000万円できると市は答弁されています。あと2,000万円です。どこにお金使うかというのが、今こそちゃんと求められているんじゃないですか。

市民に今の説明で納得されると思いますか。子供を育てる世代だけじゃないんです、この願いは。子供を育てることが終わった方々も、高齢者の方々も、子供たちのためにやってほしいですという、そういう願いの声を頂いているんです。

バランスの取れた施策、いつも言われます。バランスを取るということは、バランスよくお金を使わないということ。個人責任ではなく、ちゃんと正面から市民の声に目を向けようという、その姿勢が、私大事だと思っています

市長、最後にもう一度、私はお聞きします。ぜひ決断をしていただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

過去より市のほうから説明させていただいているとおりであります。ただいまも副市長が申し上げたとおり、無料化にはするつもりはございません。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これをもちまして、令和2年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時03分)